

我孫子市下水道事業年報

平成 2 7 年度版

建設部下水道課

目 次

I 概 要

1. 我孫子市の下水道事業のあゆみ	1
2. 下水道の役割	2
3. 下水道の種類と仕組み	3
(1) 下水道の種類	3
(2) 下水道の仕組み	4
4. 下水道と排水設備	6

II 計 画

1. 下水道計画の概要	7
2. 下水道施設の計画基準	8
3. 下水道事業拡張の経緯	10
4. 社会資本総合整備計画	14

III 整備状況

1. 下水道施設の整備状況	17
(1) 整備面積（污水）	18
(2) 整備面積（雨水）	19
(3) 管路整備延長	22

IV 維持管理

1. 下水道施設の維持管理状況	23
(1) 管路施設の維持管理	23
(2) 汚水中継ポンプ場の維持管理	24
(3) 雨水ポンプ場の維持管理	25
(4) 污水取付管、人孔蓋及び陥没の修繕	26

V 水洗化普及

1. 水洗化普及促進事業の概要	27
2. 普及状況	28
3. 排水設備設置申請状況	29
4. 水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給利用状況	29

VI 財 政

1. 下水道財政の概要	30
2. 下水道使用料等	31
(1) 使用料	31
(2) 受益者負担金	31
(3) 使用料金の変遷	31
(4) 使用料の収入状況	32
(5) 受益者負担金納入状況	32
3. 下水道事業の財政運営	33
(1) 年度別決算総括表	33
(2) 収益的収支表	34
(3) 費用構成表	35
(4) 資本的収支表	36
(5) 処理原価の内訳	37
(6) 経営分析	38
(7) 起債償還表	39

VII 組織及び人員

1. 建設部下水道課・治水課の構成	41
2. 事務分掌	42

VIII 用語の説明

資 料

1. 平成27年度末整備状況	47
2. 年度別整備状況	48
(1) 整備面積・人口、処理面積・人口・水洗化人口	48
(2) 自然流域別の手賀沼側における下水道整備状況	49
(3) 指定湖沼（手賀沼）の指定地域における下水道整備状況	50
(4) 特定環境保全公共下水道整備状況	51
3. 年度別事業費	52

I 概 要

1. 我孫子市の下水道事業のあゆみ

本市の公共下水道事業は、昭和42年から45年にかけて行われた湖北台団地（日本住宅公団）の造成に伴って、単独公共下水道（計画面積144ha、計画人口22,000人）の建設に着手したことに始まりました。

首都圏30km圏内という地理的条件は、手賀沼湖畔の若松団地を初めとして、各所で数多くの開発をもたらし、大規模な開発区域内には地域下水処理施設が設置されました。この頃から、都市化による人口の増加や生活様式の変化により、それまでの自然体系が影響を受け、排水の流末となっている手賀沼が著しく汚染され始めました。

こうした状況に対応すべく本市では、昭和44年に都市計画課内に下水道係〔昭和46年4月1日より下水道課〕を設置すると共に、下水道施設の適切な管理と運営を図るため、下水道条例を制定しました。

手賀沼が、公害対策基本法〔現在は環境基本法（平成5年法律第91号）〕に基づき水質汚濁に係る環境基準区域に指定されたのを契機に、千葉県では手賀沼流域下水道計画を策定、昭和47年3月に事業に着手し、昭和56年4月に手賀沼終末処理場の一部供用を開始しました。

本市も、手賀沼流域下水道計画で手賀沼沿いに位置づけられた手賀沼北部幹線に接続すべく手賀沼流域関連公共下水道計画を策定、昭和48年2月に我孫子地区の290haについて事業に着手し、昭和56年4月に51haを供用開始する運びとなりました。この頃から手賀沼流域関連公共下水道事業は一段と本格化し、随時整備区域の拡大が図られました。平成5年7月には、単独公共下水道として整備された湖北台団地は流域関連公共下水道へ編入されました。

平成8年に、千葉県では更に生活環境の改善に寄与するため、手賀沼流域下水道計画に利根川側の手賀沼北部第二幹線を追加し、建設に着手しました。

本市では、千葉県の手賀沼流域下水道事業計画変更（第22次）に合わせ、平成27年11月に手賀沼流域関連公共下水道事業計画変更（第16次）を行い、1,653haの地域において整備を進めています。

2. 下水道の役割

周辺環境の改善

生活排水や工場等の産業活動によって排出される汚水が、速やかに排除されず、都市内に停滞すると、悪臭の発生源となることはもとより、蚊や蠅の発生をまねき、感染症の発生の可能性が増大します。下水道はこうした居住環境を向上させるために、欠くことのできない施設です。

便所の水洗化

都市においては、従来の汲取り便所は、収集運搬時の臭気等のため、個々の家庭のみならず、周囲に不快感を与えます。そのうえ感染症の媒体となる蚊や蠅の温床ともなり、非衛生的です。

下水道が整備されることにより、便所の水洗化が可能となり、衛生的で快適な生活を送れるようになります。し尿は、台所の流し水や洗濯水などの他の汚水とともに、下水道管を流れて下水処理場で効果的に処理されます。

水質の保全

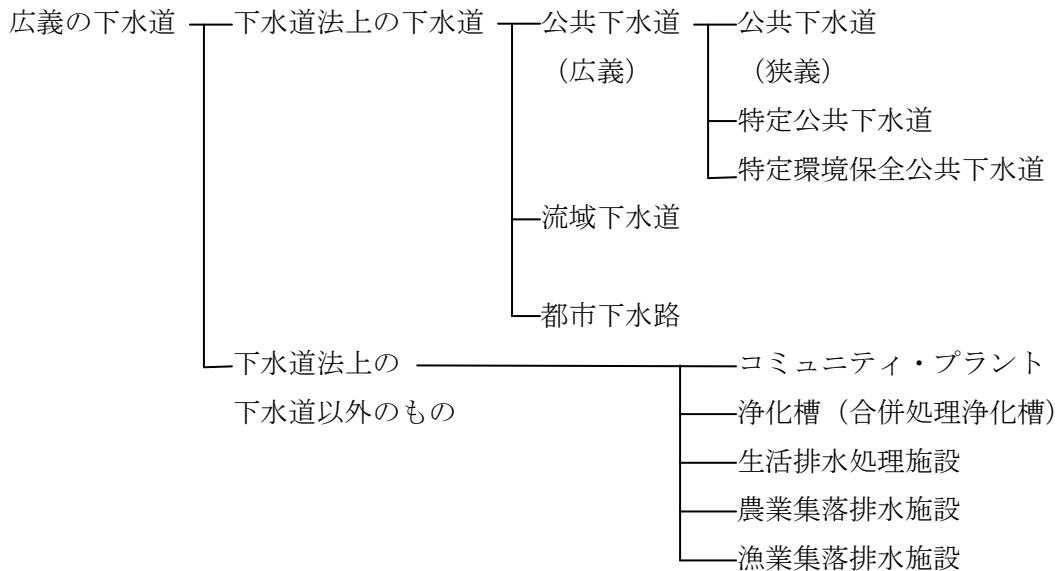
汚水が処理されないまま、河川や湖沼などの公共用水域に排出されると、水質の汚濁が進行します。公共用水域の水質の悪化は、上水道、漁業、農業用水、工業用水さらに水浴びなどのレクリエーションの場としての価値減少など、あらゆる分野に直接的あるいは間接的に被害をもたらすこととなります。

下水道は、汚水の収集、運搬、処理を一括して行うことから、河川や湖沼などの公共用水域の水質汚濁防止に積極的な役割を果たし、豊かな自然環境を保全するために大きく寄与するものです。

3. 下水道の種類と仕組み

(1) 下水道の種類

下水道は下水道法により、公共下水道、流域下水道、都市下水路の3種類に分けられます。



① 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものです。そのうち、終末処理場を有するものを単独公共下水道、流末を流域下水道に接続しているものを流域関連公共下水道と呼びます。

② 特定環境保全公共下水道

公共下水道の一種で、市街化区域以外にある農村部の生活環境の改善、あるいは湖沼等の自然環境の保全を目的に行う下水道です。

③ 流域下水道

2以上の市町村の区域にわたる下水を受けてこれを排除し、処理するために地方公共団体（都道府県）が管理する下水道で、それぞれの市町村の管渠が接続される下水道幹線、ポンプ場と終末処理場から構成されています。

④ 都市下水路

主として市街地内の雨水排除を目的とするもので、開渠を原則とします。

(2) 下水道の仕組み

下水道は、浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的とする基盤的な施設であり、排水設備・管渠・ポンプ場・処理場から構成されています。下水の排除方式としては、汚水と雨水を別々の管渠系統で排除する分流式と、汚水と雨水を同一の管渠系統で排除する合流式があります。

① 排水設備

排水設備は、台所・風呂場・水洗便所等から生じた汚水や宅地内に降った雨を、管渠に流入させるための施設で、土地・建物等の所有者が設置するものです。

② 管渠

管渠は、道路などの地下に網の目のように埋設され、家庭や工場などから排出された汚水や雨水を収集し、ポンプ場・処理場に運搬する役目を果たしています。その途中には清掃、点検等のための多数のマンホールを設けています。

③ ポンプ場

ポンプ場は、管渠で自然流下できない部分を補うため、汚水をポンプで揚水し順次送水する汚水中継ポンプ場と、大雨の時に浸水災害を防止するため雨水を河川等に強制的に放流する雨水ポンプ場とがあります。

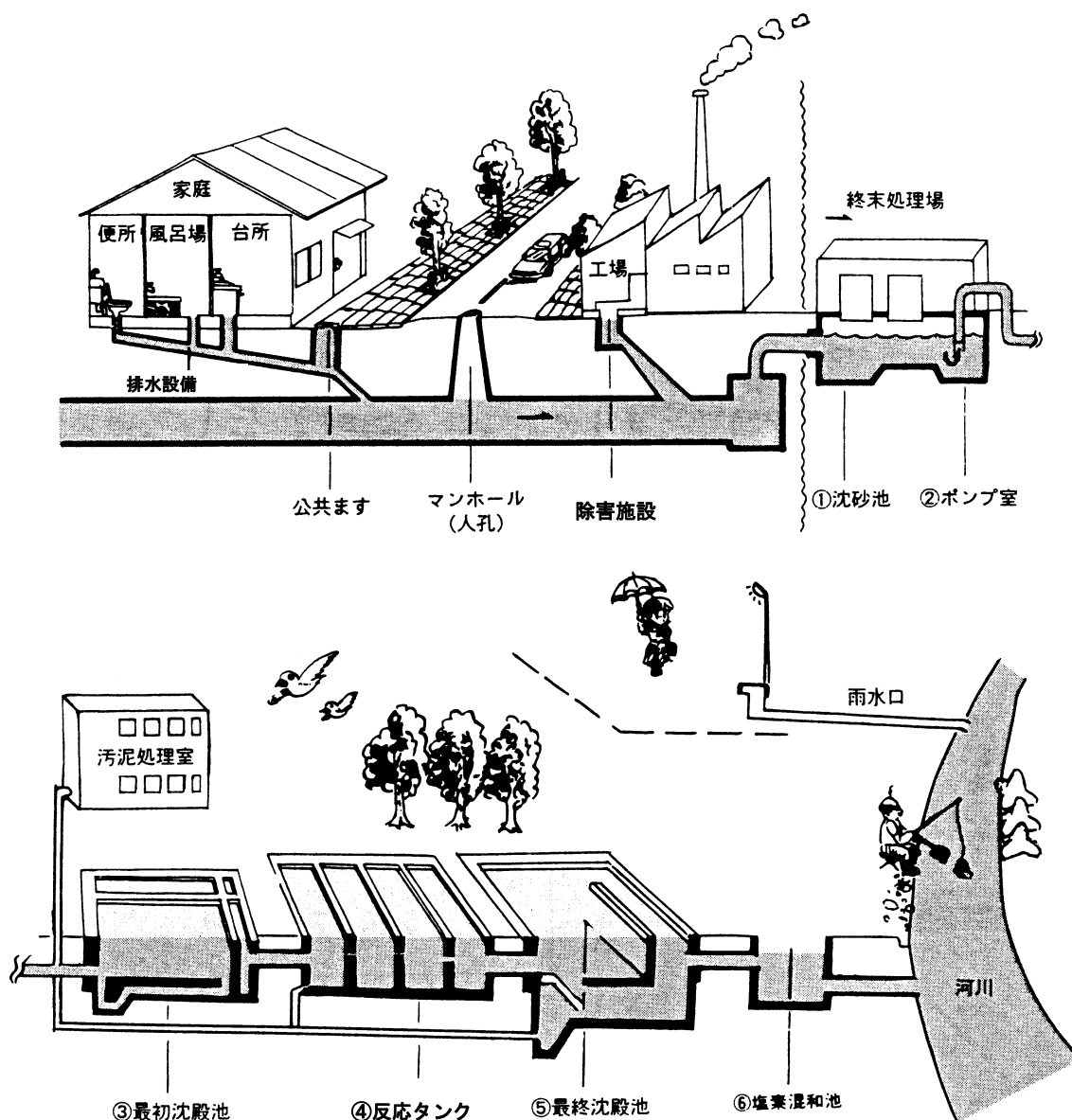
④ 処理場

処理場は、管渠により集められた下水を、きれいな水にするための施設であり、その処理過程は、先ず下水に含まれるゴミや土砂類を沈砂池で沈降させた後、ゆるやかに最初沈殿池に流し、固形物を除去します。

次に、反応タンクで生物処理法（微生物）により残っている有機物を分解し沈みやすくして、最終沈殿池で汚泥として沈殿させたうえ、上澄水を塩素減菌して海などに放流します。

また、沈殿池から発生した汚泥は、濃縮及び脱水更に焼却等により減量化を図り処分します。

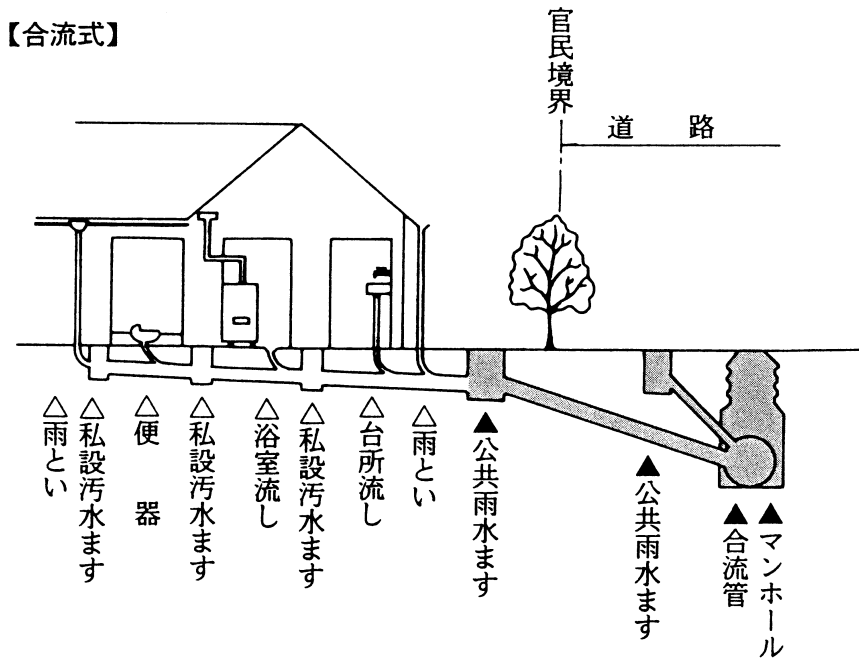
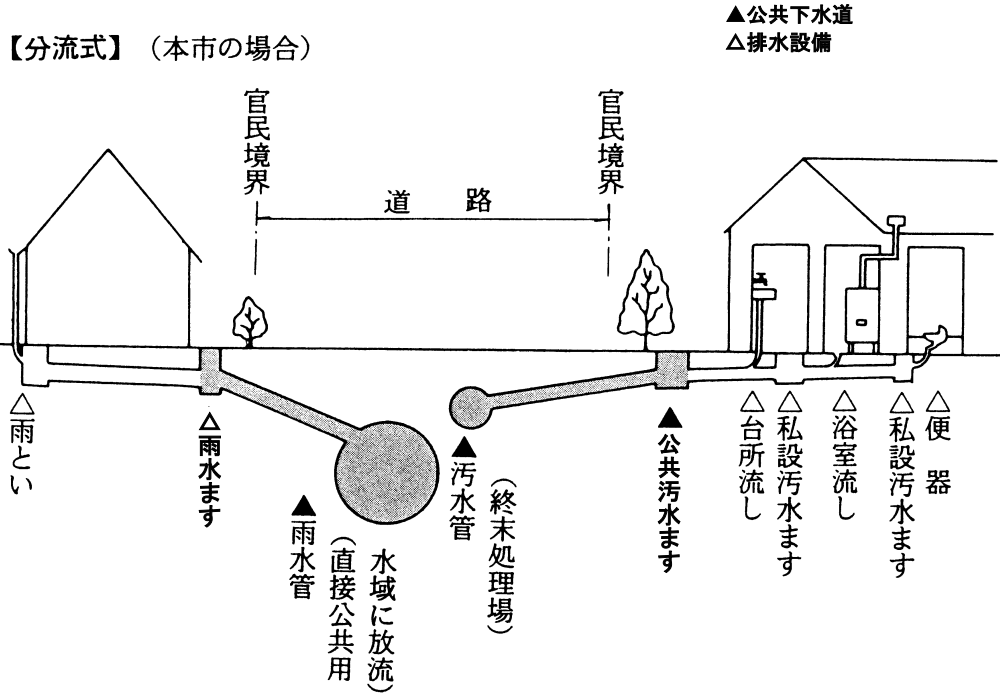
下水道（污水）は、一般に污水管渠、中継ポンプ場及び污水を生物化学的に処理する終末処理場からなっています。



- ① 沈砂池 処理場に入ってきた污水の土砂を沈め、ごみを取り除く。
- ② ポンプ室 污水を最初沈殿池へ送る。
- ③ 最初沈殿池 この池では、污水に混じった比較的粗いごみや汚泥を沈殿させる。
- ④ 反応タンク 空気と活性汚泥を下水に混入して、微生物の作用で、溶解している有機物を沈殿しやすい状態にします。
- ⑤ 最終沈殿池 沈殿しやすくなった汚泥を沈殿させ、上澄水はほとんど無色透明な水となる。
- ⑥ 塩素混和池 処理された水は塩素で減菌して川へ放流する。

4. 下水道と排水設備

公共下水道と排水設備の区分（管理区分）を下図に示す。（排水設備については個人管理となる。）



II 計 画

1. 下水道計画の概要

下水道は、海や川、湖沼などを私たちの生活排水で汚してしまうのを防ぐなど、快適な都市生活環境づくりに欠かすことができません。

本市では、手賀沼の水質改善や市民の生活環境の向上を目的として、上位計画の印旛沼、手賀沼流域別下水道整備総合計画（現在、利根川流域別下水道整備総合計画として千葉県が策定）及び手賀沼流域下水道計画に基づいて、昭和47年度に我孫子市手賀沼流域関連公共下水道計画を策定しました。

当初の我孫子市手賀沼流域関連公共下水道全体計画は、計画区域2,281ha、計画人口205,000人でありましたが、平成22年度に見直しを行い、現在は計画区域2,334ha、計画人口133,700人です。

当初の我孫子市手賀沼流域関連公共下水道事業計画は、計画区域290ha、計画人口31,695人でありましたが、事業の進捗に併せて随時見直しを行い、現在は計画区域1,653ha、計画人口126,970人です。

我孫子市手賀沼流域関連公共下水道計画で位置付けられている施設は、汚水幹線43本と汚水中継ポンプ場1ヵ所（稼動中）です。

稼働中の青山汚水中継ポンプ場については、手賀沼流域下水道手賀沼北部第二幹線への接続後、平成29年度に廃止する予定です。

2. 下水道施設の計画基準

項 目	採 用 値	説 明
下 水 排 除 方 式	分 流 式	<p>・下水道の排除方式には分流式と合流式とがあり、従来我が国の下水道の大部分が合流式によって計画されてきました。しかし近年、下水道は単に市街地の環境整備、浸水防止を図るという目的にとどまらず公共用水域の水質保全という重要な機能を狙うようになり、分流式を採用する都市が増えてきました。従って本市における下水道計画では、河川、湖沼等の水質汚濁防止並びに上位計画との整合を図り分流式を採用しています。</p>
下水道全体計画区域	2, 334ha	<p>・都市計画法第13条によれば少なくとも市街化区域については、下水道を都市施設として定めることとしています。従って本市のように市街化区域と市街化調整区域の区分（線引き）がなされている場合は、市街化区域を下水道の計画区域に含めることは勿論です。しかしながら、下水道の計画は概ね20年前後を目標としていることから、平成36年における下水道全体計画区域については上位計画である手賀沼流域下水道計画と整合を図り、市街化区域周辺部719haを加えた2, 334haを本市下水道全体計画区域としています。</p>
下水道全体計画人口	133, 700人	<p>・本市の下水道計画人口は、過去の人口の伸び及び市基本計画上の人口を考慮し推計した値を用いていますが、下水道計画上、段階的に建設が可能な施設を除いては簡単に敷設替え等が出来ないことから、当初から将来の人口、汚水量を見込む必要性があります。従って本市の下水道全体計画人口については、本市のピーク人口に相当する平成36年での行政人口134, 000人を求め、うち下水道計画外人口300人を除く133, 700人としています。</p>
家庭汚水量原単位 日 平 均 日 最 大 時 間 最 大 地 下 水	305 ^{リットル} ／人・日 405 ^{リットル} ／人・日 610 ^{リットル} ／人・日 70 ^{リットル} ／人・日	<p>・家庭汚水量原単位は、原則として市の上水道給水実績及び計画より予想していますが、最終的には上位計画と整合を図っています。また工場排水量は、市の将来工業出荷額に産業別の汚水量原単位を乗じる事によって求めています。</p>
家庭汚水量の算出		<p>・家庭汚水量の算出は、下水道計画人口に家庭汚水量原単位を乗じて求めています。なお家庭汚水量原単位には地下水、工場排水量等を考慮するようにしています。</p>

雨水流出量の算定	合理式	・雨水の流出量を算定するにあたっては、本市の場合最も一般的な合理式によって求めています。なお、確率降雨強度公式については、特性係数法により、5年確率の降雨データから設定しています。
流出係数	0.5 0.55 (平和台)	・流出係数については、市内にモデル地区を設定し、その工種別基礎流出係数の加重平均値を採用しています。
流速及び流量の算定式	クッター公式	・流量計算には一般にマニング式又はクッター式があるが、本市の場合クッター式を採用しています。
粗度係数	0.010~0.013	・鉄筋コンクリート管（ヒューム管）の場合は0.013、硬質塩化ビニール管の場合は0.010を採用しています。
管の材質		・地質等によって、鉄筋コンクリート管（ヒューム管）と硬質塩化ビニール管を使い分けています。
最小管径		・汚水Φ200mm、雨水Φ250mmを最小管径としています。
流速及び勾配		・流速は下流に行くに従い漸増させ、勾配は下流に行くに従い次第に緩くなるよう計画しています。
流速の範囲		・汚水の流速は0.6m/sec~3.0m/sec、雨水の流速は0.8m/sec~3.0m/secの範囲で計画しています。
計画水深		・円形管については満流、矩形管については9割として計画しています。
管渠の余裕率		・汚水管渠の余裕率は原則として下水道施設設計指針（財団法人日本下水道協会発行）に基づいて計画しています。

3. 下水道事業拡張の経緯

(1) 流域関連公共下水道

項目	決定及び変更年月日	面積 (ha)	人口 (人)	日最大汚水量 (m ³ /日)	事業費 (百万円)	目標年度又は 事業年度	変更内容
全体計画		2,334	133,700	63,960		H36	
当初	都市計画決定	290	31,695	19,797			
	下水道法事業認可	290	31,695	19,797	3,355	S47 ~ S54	
第1回変更	都市計画決定	290	31,695	19,797	3,355	S47 ~ S54	
	下水道法事業認可	290	31,695	19,797	3,355	S47 ~ S54	
第2回変更	都市計画決定	384	41,130	24,703			区域の追加
	下水道法事業認可	384	41,130	24,703	4,555	S47 ~ S54	区域の追加及び事業費の変更
第3回変更	都市計画決定	384	41,130	24,703	4,555	S47 ~ S54	区域の追加及び事業費の変更
	下水道法事業認可	384	41,130	24,703	4,555	S47 ~ S54	区域の追加及び事業費の変更
第4回変更	都市計画決定	384	41,130	24,703			幹線の一部ルート変更
	下水道法事業認可	384	41,130	24,703	4,555	S47 ~ S54	幹線の一部ルート変更
第5回変更	都市計画決定	384	41,130	24,703	4,555	S47 ~ S54	幹線の一部ルート変更
	下水道法事業認可	384	41,130	24,703	4,555	S47 ~ S54	幹線の一部ルート変更
第6回変更	都市計画決定	384	41,130	20,565			幹線の一部ルート変更
	下水道法事業認可	384	41,130	20,565	6,266	S47 ~ S58	幹線の一部ルート変更、事業費、年度の変更
第7回変更	都市計画決定	384	41,130	20,565	6,266	S47 ~ S58	幹線の一部ルート変更、事業費、年度の変更
	下水道法事業認可	384	41,130	20,565	6,266	S47 ~ S58	幹線の一部ルート変更、事業費、年度の変更
第8回変更	都市計画決定	469	55,353	33,212			区域の追加
	下水道法事業認可	531 447	61,833	34,008	8,410	S47 ~ S62	区域の追加、事業費、年度の変更
第9回変更	都市計画決定	468 384	55,353	30,444	8,410	S47 ~ S62	区域の追加、事業費、年度の変更
	下水道法事業認可	468 384	55,353	30,444	8,410	S47 ~ S62	区域の追加、事業費、年度の変更
第10回変更	都市計画決定	673	90,350	54,210			区域の追加及び幹線の一部ルート変更
	下水道法事業認可	692 533	79,000	43,450	16,320	S47 ~ H2	区域の追加、幹線の一部ルート、事業費及び年度の変更
第11回変更	都市計画決定	629 470	71,000	39,050	16,320	S47 ~ H2	区域の追加、幹線の一部ルート、事業費及び年度の変更
	下水道法事業認可	629 470	71,000	39,050	16,320	S47 ~ H2	区域の追加、幹線の一部ルート、事業費及び年度の変更
第12回変更	都市計画決定	1,078	114,470	72,499			区域の追加及び幹線の一部ルート変更
	下水道法事業認可	924 603	81,100	43,962	20,104	S47 ~ H4	区域の追加、幹線の一部ルート、事業費及び年度の変更
第13回変更	都市計画決定	861 470	73,560	36,412	18,088	S47 ~ H4	区域の追加、幹線の一部ルート、事業費及び年度の変更
	下水道法事業認可	861 470	73,560	36,412	18,088	S47 ~ H4	区域の追加、幹線の一部ルート、事業費及び年度の変更
第14回変更	都市計画決定						
	下水道法事業認可	1,018 603	88,800	52,657	21,484	S47 ~ H5	区域の追加、幹線の一部断面、事業費及び年度の変更
第15回変更	都市計画決定	939	81,000	48,367	19,234	S47 ~ H5	区域の追加、幹線の一部断面、事業費及び年度の変更
	下水道法事業認可	939	81,000	48,367	19,234	S47 ~ H5	区域の追加、幹線の一部断面、事業費及び年度の変更
第16回変更	都市計画決定	1,347	144,360	90,433			区域の追加、幹線の一部ルート変更
	下水道法事業認可	1,311 806	107,200	63,849	34,807	S47 ~ H10	区域の追加、幹線の一部ルート、事業費及び年度の変更
第17回変更	都市計画決定	1,231 673	99,230	59,385	32,683	S47 ~ H10	区域の追加、幹線の一部ルート、事業費及び年度の変更
	下水道法事業認可	1,231 673	99,230	59,385	32,683	S47 ~ H10	区域の追加、幹線の一部ルート、事業費及び年度の変更

項目	決定及び変更年月日	面積 (ha)	人口 (人)	日最大汚水量 (m ³ /日)	事業費 (百万円)	目標年度又は 事業年度	変更内容	
第9 回 変 更	都市計画法 決定	我孫子市告示第63号 平成10年4月13日	1,649	173,160	108,914	—	—	区域の追加、幹線の廃止
	下水道法 事業認可	千葉県下計指令第54号 平成11年3月19日	汚水 1,639 雨水 806	121,980	62,946	37,595	S47 ~ H15	区域の追加、幹線の追加、事業費及び年度の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第394号 平成11年3月30日	汚水 1,558 雨水 673	115,070	59,042	35,275	S47 ~ H15	区域の追加、幹線の追加、事業費及び年度の変更
第10 回 変 更	都市計画法 決定	—	—	—	—	—	—	
	下水道法 事業認可	千葉県下計指令第29号 平成14年6月14日	汚水 1,639 雨水 806	124,170	74,910	36,718	S47 ~ H19	処理分区分界、幹線の一部ルート・廃止・断面及び延長、事業費及び年度の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第582号 平成14年7月9日	汚水 1,558 雨水 673	117,260	71,580	34,397	S47 ~ H19	事業費及び年度の変更
第11 回 変 更	都市計画法 決定	我孫子市告示第97号 平成19年10月16日	1,651	126,000	75,780	—	—	区域の追加
	下水道法 事業認可	千葉県下計指令第5420号 平成20年3月12日	汚水 1,651 雨水 806	121,320	73,530	31,881	S47 ~ H22	区域の追加、事業費及び年度の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第383号 平成20年3月28日	汚水 1,570 雨水 673	114,580	70,295	29,560	S47 ~ H22	区域の追加、事業費及び年度の変更
第12 回 変 更	都市計画法 決定	—	—	—	—	—	—	
	下水道法 事業認可	千葉県下令第240号 平成21年7月14日	汚水 1,651 雨水 850	121,320	73,530	38,595	S47 ~ H22	雨水計画区域の追加、事業費の変更
	都市計画法 事業認可	—	—	—	—	—	—	
第13 回 変 更	都市計画法 決定	—	—	—	—	—	—	
	下水道法 事業認可	千葉県下指令第816号 平成22年3月4日	汚水 1,651 雨水 850	121,320	73,530	38,676	S47 ~ H22	総合地震対策事業の追加
	都市計画法 事業認可	—	—	—	—	—	—	
第14 回 変 更	都市計画法 決定	—	—	—	—	—	—	
	下水道法 事業認可	千葉県下指令第732号 平成23年3月29日	汚水 1,651 雨水 865	126,900	55,320	51,028	S47 ~ H27	雨水計画区域の追加、流域下水道計画見直しに伴う計画諸元の見直し、事業費及び年度の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第279号 平成23年3月29日	汚水 1,570 雨水 688	120,670	57,180	48,881	S47 ~ H27	区域の追加、事業費及び年度の変更
第15 回 変 更	都市計画法 決定	我孫子市告示第254号 平成25年12月20日	1,651	125,200	52,600	—	—	雨水ポンプ場の追加、雨水調整池の追加、汚水中継ポンプ場の削除
	下水道法 事業計画	下第725号 平成26年3月27日	汚水 1,651 雨水 994	126,900	55,320	49,993	S47 ~ H27	雨水計画区域の追加、雨水ポンプ場の容量組合せの変更、雨水調整池の追加、汚水中継ポンプ場の削除、事業費の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第264号 平成26年4月4日	汚水 1,570 雨水 817	120,670	52,600	47,613	S47 ~ H27	区域の追加、汚水中継ポンプ場の削除、事業費の変更
第16 回 変 更	都市計画法 決定	—	—	—	—	—	—	
	下水道法 事業計画	下第436号 平成27年11月17日	汚水 1,653 雨水 994	126,970	55,950	52,798	S47 ~ H30	区域の追加、区域拡大に伴う計画諸元の見直し、汚水計画区域変更、幹線の追加・削除 雨水計画幹線ルート変更、幹線の追加・削除、断面変更、事業費の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第180号 平成28年3月8日	汚水 1,570 雨水 817	120,670	52,600	49,726	S47 ~ H30	事業費及び年度の変更

(2) 単独公共下水道

項目	決定及び変更年月日	面積 (ha)	人口 (人)	日最大汚水量 (m ³ /日)	事業費 (百万円)	目標年度又は 事業年度	変更内容
全体計画	—————	(手賀沼流域関連公共下水道の全体計画区域に含まれており、将来は流域下水道に接続する予定)					
当初	都市計画法 決定	昭和42年8月23日	144	22,000	6,600	—————	—————
	下水道法 事業認可	昭和42年9月20日	144	22,000	6,600	—————	—————
	都市計画法 事業認可	昭和42年9月20日	144	22,000	6,600	—————	—————
第1回 変更	都市計画法 決定	昭和56年11月21日	88	11,200	6,160	—————	—————
	下水道法 事業認可	昭和57年6月14日	88	11,200	6,160	—————	—————
	都市計画法 事業認可	—————	—————	—————	—————	—————	—————
第2回 変更	都市計画法 決定	平成5年3月1日	—————	—————	—————	—————	—————
	下水道法 事業認可	平成5年7月2日	—————	—————	—————	—————	—————
	都市計画法 事業認可	平成5年7月2日	—————	—————	—————	—————	—————

公共下水道の計画概要（流域関連公共下水道）

		全 体 計 画			都 市 計 画 決 定			都 市 計 画 法 事 業 認 可			下 水 道 法 事 業 認 可		
下 水 の 排 除 方 式		分 流 式			同 左			同 左			同 左		
計 画 目 標 年 次		平成36年			-			平成30年			平成30年		
行 政 区 域 (ha)		4,319			同 左			同 左			同 左		
下 水 道 計 画 区 域 (ha)		2,334			1,651			1,570			1,653		
市 街 化 区 域 (ha)		1,615			1,615			1,552			1,615		
行 政 人 口 (人)		134,000			同 左			同 左			134,700		
下 水 道 計 画 人 口 (人)		133,700			125,200			120,670			126,970		
汚 水 量 原 単 位 (%/人・日)		日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大
	生 活 汚 水 量	255	340	510	255	340	510	250	335	500	250	335	500
	営 業 汚 水 量	50	65	100	50	65	100	50	65	100	50	65	100
	地 下 水 量	70			70			70			70		
計 画 汚 水 量 (m ³ /日)		日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大
	生 活 汚 水 量	34,090	45,460	68,190	38,186	50,706	76,372	32,903	43,870	65,805	29,520	39,560	59,050
	営 業 汚 水 量	6,690	8,690	13,370							5,900	7,660	11,810
	工 場 排 水 量	450	450	900	450	450	900	450	450	900	450	450	900
	地 下 水 量	9,360	9,360	9,360	8,764	8,764	8,766	8,280	8,280	8,280	8,280	8,280	8,280
計	50,590	63,960	91,820	47,400	59,920	86,038	41,633	52,600	74,985	44,150	55,950	80,040	
汚 水 水 質 (ppm)	BOD	186			-			189			189		
	S S	144			-			146			146		
雨 水 流 出 量 算 定 式		合理式：Q=1/360・C・I・A			同 左			同 左			同 左		
		$I = \frac{4,600}{t+32}$ 5年確率50mm/hr.			"			"			"		
流 出 係 数		0.5~0.55			"			"			"		
流 入 時 間		5分			"			"			"		
施 設 計 画	幹 線 数	(汚水) 43本、(雨水) 34本			(汚水) 0本、(雨水) 0本			(汚水) 0本、(雨水) 0本			(汚水) 40本、(雨水) 23本		
	汚 水 中 継 ポ ン プ 場	0ヶ所			1ヶ所			1ヶ所			1ヶ所		
総 事 業 費 (百 万 円)		76,311			-			49,726			52,798		

4. 社会資本総合整備計画

社会資本整備総合交付金

地方公共団体が『活力創出』『水の安全・安心』『市街地整備』『地域住宅支援』の4分野で、政策目的を実現するため社会資本総合整備計画を作成し、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業や関連する社会資本整備事業、ソフト事業を総合的・一体的に支援するために設けられた国の交付金で、交付期間は概ね3～5年です。

国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設されています。

社会資本総合整備計画

社会資本整備総合交付金により事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画を作成し国土交通大臣に提出し、また、これを公表することとなっています。

現在、我孫子市ではこの制度を利用して下記の通り整備を行っています。

※事業の進捗、予算等により、計画は変更する場合があります。

我孫子市の社会資本総合整備計画一覧

計画、事業名	計画期間	担当課
あびこのうるおいと安心を支える下水道整備事業の効率的推進	平成23年 ～平成27年	下水道課
あびこのうるおいと安心を支える下水道整備事業の効率的推進（防災・安全）	平成23年 ～平成27年	治水課
我孫子市防災まちづくり整備促進	平成24年 ～平成27年	市民安全課
我孫子市安全・安心で人にやさしい公園づくり	平成26年 ～平成30年	公園緑地課
布佐駅南側地区都市再生整備計画	平成24年 ～平成28年	地域整備課

社会資本総合整備計画

平成27年3月25日

計画の名称	あびこのうらおいと安心を支える下水道整備事業の効率的推進		
計画の期間	平成23年度～平成27年度(5年間)	交付対象	我孫子市
計画の目標	下水道整備により、安全・安心・快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。		

計画の成果目標（定量的指標）

①下水道処理人口普及率を80.6%（H23初）から83.0%（H27）に増加させる。
 ②重要な管渠の地震対策実施率を3.0%（H23初）から22.0%（H27）に増加させる。
 ③マンホールトイレシステム設置率を0.0%（H26初）から27.0%（H27）に増加させる。

定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値			備考
	当初現況値 (H23当初)	中間目標値 (H25末)	最終目標値 (H27末)	
①下水道処理人口普及率 下水道を利用できる人口（人）／総人口（人）	80.6%	82.0%	83%	
②重要な管渠の地震対策実施率 重要な管渠のうち、耐震化または減災対策が行われている（km）／重要な管渠の延長（km）	3.0%	16.0%	22.0%	
③マンホールトイレシステム設置率 マンホールトイレシステム設置済み数（基）／マンホールトイレシステムを設置すべき数（基）	0.0%	0.0%	26.0%	

全体事業費	合計 (A+B+C)	857.2百万円	A	834.0百万円	B	—	C	23.2百万円	効果促進事業費の割合 C／(A+B+C)	2.7%
-------	---------------	----------	---	----------	---	---	---	---------	-------------------------	------

交付対象事業

A1 基幹事業															
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考
									H23	H24	H25	H26	H27		
手賀沼処理区															
AI-1-1	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	北部第2処理分区の汚水枝線整備（未普及解消）	汚水管 φ=200mm L=990m	我孫子市						87.9	
AI-1-2	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	北部第6処理分区の汚水枝線整備（未普及解消）	汚水管 φ=200mm L=3,716m	我孫子市						335.6	
AI-1-3	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	北部第7処理分区の汚水枝線整備（未普及解消）	汚水管 φ=200mm L=2,019m	我孫子市						136.2	
AI-1-4	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	北部第2処理分区流域幹線接続（未普及解消）	汚水管 φ=700mm L=158m	我孫子市						162.8	
AI-1-5	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	北部第4処理分区流域幹線接続（未普及解消）	実施設計	我孫子市						20.3	
AI-2-1	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	主要汚水幹線地震対策事業	マンホール浮上対策・可とう継手継接 L=10,132m	我孫子市						79.0	総合地震
AI-2-2	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	地震対策事業（マンホールトイレシステム）	マンホールトイレシステム 16基	我孫子市						5.0	総合地震
AI-3-1	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	汚水適正処理構想策定	行政面積 4,319ha	我孫子市						7.2	
合計											834.0				

B 関連社会資本整備事業															
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考
									H23	H24	H25	H26	H27		
合計															

番号 一体的に実施することにより期待される効果

C 効果促進事業															
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名	事業内容	市町村名 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考
									H23	H24	H25	H26	H27		
C-1-1	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	北部第2処理分区の汚水枝線整備	汚水管 φ=200mm L=45m	我孫子市						3.3	
C-1-2	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	北部第6処理分区の汚水枝線整備	汚水管 φ=200mm L=165m	我孫子市						10.7	
C-1-3	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	北部第7処理分区の汚水枝線整備	汚水管 φ=200mm L=70m	我孫子市						4.2	
C-2-2	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	マンホールトイレシステムに係る資機材等整備	井戸、便器・仕切り施設等の整備	我孫子市						5.0	総合地震
合計											23.2				

番号 一体的に実施することにより期待される効果

C-1-1 基幹事業である枝線と接続する末端管の整備を一体的に行うことにより、効率的な事業の推進、普及促進を図る。
 C-1-2 基幹事業である枝線と接続する末端管の整備を一体的に行うことにより、効率的な事業の推進、普及促進を図る。
 C-1-3 基幹事業である枝線と接続する末端管の整備を一体的に行うことにより、効率的な事業の推進、普及促進を図る。
 C-2-2 地震時に下水道施設が被災した場合においても、避難所において下水道施設の機能を確保することにより、地震対策効果の向上を図る。

その他関連する事業

計画等の名称												
事業種別	交付対象	要素となる事業名 (事業箇所)									全体事業費 (百万円)	備考
		A'1-3-1	下水道	我孫子市	布佐ポンプ場築造事業	我孫子市						
A'1-3-2	下水道	我孫子市	若松地区浸水対策事業	我孫子市							790.0	防災・安全移行先
A'1-3-3	下水道	我孫子市	久寺家第1排水区浸水対策事業	我孫子市							204.0	防災・安全移行先
A'1-3-4	下水道	我孫子市	関東排水区浸水対策事業	我孫子市							434.6	防災・安全移行先
A'1-3-5	下水道	我孫子市	柴崎排水区浸水対策事業	我孫子市							30.0	防災・安全移行先
C'1-3-1	下水道	我孫子市	柴崎排水区浸水対策事業に伴う排水路整備事業	我孫子市							350.0	防災・安全移行先

A'	4,096.6百万円	B'	—	C'	350.0百万円	(C+C') / ((A+A') + (B+B') + (C+C'))	7.4%
----	------------	----	---	----	----------	-------------------------------------	------

社会資本総合整備計画（防災・安全）

平成 2 6 年 月 日

計画の名称	あびこのうらおいと安心を支える下水道整備事業の効率的推進（防災・安全）									
計画の期間	平成23年度～平成27年度（5年間）	交付対象	我孫子市							
計画の目標	下水道整備により、安全・安心・快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。									
計画の成果目標（定量的指標）	・下水道による都市浸水対策の達成率を67.5%(H23)から70.5%(H27)に増加させる。									
定量的指標の定義及び算定式	$\frac{\text{下水道による都市浸水対策達成率}}{\text{浸水対策完了済み面積 (ha)} / \text{浸水対策を実施すべき面積 (ha)}}$									
	当初現況値 (H23当初)	中間目標値 (H25末)	最終目標値 (H27末)	備考						
	67.5%	68.7%	70.5%							
全体事業費	合計 (A+B+C)	4,446.6百万円	A	4,096.6百万円	B	—	C	350.0百万円	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C)	7.9%

交付対象事業

A1 基幹事業															
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考
									H23	H24	H25	H26	H27		
A1-3-1	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	布佐ポンプ場築造事業	処理能力 11.85m ³ /s	我孫子市	■	■	■	■	■	2,638.0	
A1-3-2	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	若松地区浸水対策事業	舗管 5箇所、雨水管 φ=350～1350mm L=1230m	我孫子市	■	■	■	■	■	790.0	
A1-3-3	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	久寺家第1排水区浸水対策事業	雨水管 φ=1000～1200mm L=620m	我孫子市	■	■	■	■	■	204.0	
A1-3-4	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	関東排水区浸水対策事業	調整池 1,600m ²	我孫子市	■	■	■	■	■	434.6	浸水被害軽減総合計画
A1-3-5	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	柴崎排水区浸水対策事業	樋管 □3500×2000mm	我孫子市	■	■	■	■	■	30.0	
合計											4,096.6				

B 関連社会資本整備事業

番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考
									H23	H24	H25	H26	H27		
合計															

番号	一体的に実施することにより期待される効果										備考
----	----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

C 効果促進事業

番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名	事業内容	市町村名 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考
									H23	H24	H25	H26	H27		
C1-3-1	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	柴崎排水区浸水対策事業に伴う排水路整備事業	排水路 U3500×2000mm L=480m	我孫子市	■	■	■	■	■	350.0	
合計															

番号	一体的に実施することにより期待される効果										備考
C1-3-1	基幹事業である樋管工事の下流側の排水路整備を一体的に行い放流河川までの円滑な排水経路を確保することにより、浸水被害の軽減を図る。										

その他関連する事業

計画等の名称											
あびこのうらおいと安心を支える下水道整備事業の効率的推進											
事業種別	交付対象	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考
					H23	H24	H25	H26	H27		
A'1-1-1	下水道	我孫子市	北部第2処理分区の汚水枝線整備（未普及解消）	我孫子市	■	■	■	■	■	54.0	防災・安全移行元
A'1-1-2	下水道	我孫子市	北部第6処理分区の汚水枝線整備（未普及解消）	我孫子市	■	■	■	■	■	360.0	防災・安全移行元
A'1-1-3	下水道	我孫子市	北部第7処理分区の汚水枝線整備（未普及解消）	我孫子市	■	■	■	■	■	259.0	防災・安全移行元
A'1-1-4	下水道	我孫子市	北部第2処理分区流域幹線接続（未普及解消）	我孫子市	■	■	■	■	■	197.0	防災・安全移行元
A'1-2-1	下水道	我孫子市	主要汚水幹線地震対策事業	我孫子市	■	■	■	■	■	68.0	防災・安全移行元
A'1-2-2	下水道	我孫子市	地震対策事業（マンホールトイレシステム）	我孫子市	■	■	■	■	■	7.0	防災・安全移行元
C'-1-1	下水道	我孫子市	北部第2処理分区の汚水枝線整備	我孫子市	■	■	■	■	■	3.6	防災・安全移行元
C'-1-2	下水道	我孫子市	北部第6処理分区の汚水枝線整備	我孫子市	■	■	■	■	■	26.8	防災・安全移行元
C'-1-3	下水道	我孫子市	北部第7処理分区の汚水枝線整備	我孫子市	■	■	■	■	■	23.6	防災・安全移行元
C'-2-2	下水道	我孫子市	マンホールトイレシステムに係る資機材等整備	我孫子市	■	■	■	■	■	1.0	防災・安全移行元

A'	945百万円	B'	—	C'	55百万円	(C'+C') / ((A+A')+(B+B')+(C+C'))	7.4%
----	--------	----	---	----	-------	----------------------------------	------

Ⅲ 整備状況

1. 下水道施設の整備状況

平成27年度の整備状況は、下水道管渠のうち汚水管渠については、約2,556m布設し、17.47haの区域を整備しました。雨水管渠については、約283m布設し、1.24haの区域を整備しました。この結果、平成27年度末までに汚水管渠1,296.92ha、雨水管渠620.64haの区域の整備が完了しました。

なお、平成27年度末の下水道整備率は、全体計画面積2,334haに対し、汚水が55.6%雨水が26.6%、事業計画面積に対しては、汚水が計画面積1,653haに対して78.5%、雨水が計画面積993.77haに対して62.5%となっています。

	汚水	雨水
全体計画面積 (A)	2,334ha	
事業計画面積 (B)	1,653ha	994ha
平成27年度整備延長	2,556m	283m
平成27年度整備面積	17.47ha	1.24ha
平成27年度末整備済面積 (C)	1,296.92ha	620.64ha
整備率 (全体計画) (C/A)	55.6%	26.6%
整備率 (事業計画) (C/B)	78.5%	62.5%

(1) 整備面積 (汚水)

(単位: ha)

処理分区名	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
柏 第 6	8.00	8.00	8.00	8.00	8.00
我 孫 子 第 1	52.08	52.08	52.08	52.08	52.08
我 孫 子 第 2	45.75	45.75	45.75	45.75	45.75
我 孫 子 第 3	107.62	107.62	107.62	107.62	107.62
我 孫 子 第 4	167.60	167.60	167.60	167.88	167.91
我 孫 子 第 5	110.09	110.09	110.09	110.45	110.45
我 孫 子 第 6					
我 孫 子 第 7	144.00	144.00	144.00	144.00	144.00
我 孫 子 第 8 - 1					
我 孫 子 第 8 - 2	55.80	55.80	55.80	55.80	55.80
我 孫 子 第 9 - 1	49.21	49.21	49.21	49.21	49.21
我 孫 子 第 9 - 2	30.00	30.00	30.00	31.72	33.98
我 孫 子 第 10	92.12	92.12	92.12	92.12	99.57
我 孫 子 北 部 第 1	21.48	21.48	21.48	21.48	21.48
我 孫 子 北 部 第 2	125.45	126.45	128.78	129.78	129.78
我 孫 子 北 部 第 3					
我 孫 子 北 部 第 4	143.66	143.66	143.66	143.66	143.66
我 孫 子 北 部 第 5					
我 孫 子 北 部 第 6	19.89	23.46	27.77	28.60	32.76
我 孫 子 北 部 第 7	5.35	8.21	13.67	13.89	17.46
我 孫 子 北 部 第 8					
我 孫 子 北 部 第 9	13.66	13.66	13.66	13.66	13.66
我 孫 子 北 部 第 10	63.75	63.75	63.75	63.75	63.75
合 計	1,255.51	1,262.94	1,275.04	1,279.45	1,296.92

(2) 整備面積 (雨水)

(単位 : ha)

項目		年度		23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
		A	B					
全体計画面積 (ha)		A		2,334				
事業認可面積 (ha)		B		993.77				
整備面積	根戸排水区			20.00	20.00	20.00	20.00	20.00
	舟戸排水区							
	ときわ排水区			9.00	9.00	9.00	9.00	9.00
	白山第2排水区							
	白山第1排水区							
	白山下排水区							
	若松第1排水区							
	若松第2排水区						3.56	3.56
	若松第3排水区					2.31	2.31	2.31
	若松第4排水区					3.14	3.14	3.14
	若松第5排水区							1.24
	宿排水区			41.50	41.50	41.50	41.50	41.50
	子の神排水区							
	高野山第1排水区							
	高野山第2排水区							
	高野山第3排水区							
	高野山第4排水区							
	高野山第5排水区							
	高野山第6排水区							
	下ヶ戸第2排水区			8.73	8.73	8.73	8.73	8.73
湖北台第1排水区			20.02	20.02	20.02	20.02	20.02	
湖北台第2排水区			115.25	115.25	115.25	115.25	115.25	
中里排水区								
日秀排水区								
布佐排水区			79.76	79.76	79.76	98.59	98.59	
布佐下排水区								

項目	年度	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
	整	新々田排水区				
つくし野第1排水区						
つくし野第1-1排水区						
つくし野第2排水区						
つくし野第3排水区						
つくし野第4排水区						
つくし野第5排水区						
つくし野第6排水区						
つくし野第7排水区						
つくし野第8排水区						
備	新宿排水区	27.15	27.15	27.15	27.15	27.15
	関東排水区	47.20	47.20	47.20	47.20	47.20
	並木排水区					
	天王台排水区	12.04	12.04	12.04	12.04	12.04
	久寺家第1排水区		7.50	7.50	7.50	7.50
濟	久寺家第2排水区					
	布施排水区					
	柴崎排水区					
	柴崎台2排水区					
	青山台排水区	88.21	88.21	88.21	88.21	88.21
	青山排水区	56.58	56.58	56.58	56.58	56.58
	下ヶ戸第3排水区					
	下ヶ戸第1排水区					
	岡発戸排水区					
	中峠上第1排水区					
積	中峠上第2排水区					
	中峠上第3排水区					
	中峠下排水区					
	中峠排水区					

項目	年度	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
	整備 済 面積	上新木排水区				
新木第1排水区						
新木第2排水区						
新木第3-1排水区						
新木第3-2排水区						
新木第4排水区		58.62	58.62	58.62	58.62	58.62
新木第5排水区						
江蔵地排水区						
合 計 C	584.06	591.56	597.01	619.40	620.64	
整備率(全体計画)(%)C/A	25.0	25.3	25.6	26.5	26.6	
整備率(事業認可)(%)C/B	58.8	59.5	60.1	62.3	62.5	

(2) 管路整備延長

(単位：m)

処理分区名	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
柏 第 6	1,913.21	1,982.11	1,982.11	2,073.90	2,073.90
我 孫 子 第 1	13,907.81	14,035.82	14,103.17	14,103.17	14,103.17
我 孫 子 第 2	10,407.98	10,407.98	10,472.73	10,510.80	10,510.80
我 孫 子 第 3	51,859.64	51,896.24	52,086.27	52,419.08	52,442.18
我 孫 子 第 4	46,665.11	47,090.01	47,090.01	47,317.35	47,540.99
我 孫 子 第 5	59,677.91	59,764.16	59,764.16	59,910.43	59,987.48
我 孫 子 第 6					
我 孫 子 第 7	34,731.46	34,766.46	34,929.11	34,929.11	34,929.11
我 孫 子 第 8 - 1					
我 孫 子 第 8 - 2	11,878.00	11,878.00	11,878.00	11,878.00	11,878.00
我 孫 子 第 9 - 1	13,791.02	13,791.02	13,791.02	13,791.02	13,791.02
我 孫 子 第 9 - 2	7,363.78	7,363.78	7,363.78	7,363.78	8,332.99
我 孫 子 第 10	22,909.87	22,909.87	24,099.14	24,099.14	24,099.14
我 孫 子 北 部 第 1	3,077.27	3,077.27	3,077.27	3,077.27	3,077.27
我 孫 子 北 部 第 2	15,785.01	16,136.19	16,519.89	16,531.07	16,844.19
我 孫 子 北 部 第 3					
我 孫 子 北 部 第 4	2,173.17	2,188.81	2,188.81	2,188.81	2,188.81
我 孫 子 北 部 第 5					
我 孫 子 北 部 第 6	3,396.96	4,053.57	4,053.57	4,682.07	5,574.23
我 孫 子 北 部 第 7	2,135.48	2,761.56	2,761.56	3,387.08	3,444.42
我 孫 子 北 部 第 8					
我 孫 子 北 部 第 9	2,176.52	2,176.52	2,176.52	2,176.52	2,176.52
我 孫 子 北 部 第 10	9,988.04	9,988.04	10,002.94	10,002.94	10,002.94
合 計	313,838.24	316,267.41	318,340.06	320,441.54	322,997.16

※公共下水道事業による

IV 維持管理

1. 下水道施設の維持管理状況

(1) 管路施設の維持管理

本市の公共下水道管渠延長は、約362kmで人孔は12,007個となっています。下水の流れをよくするために、管の中に溜った汚泥などの取り除き作業を高圧洗浄車などを使って定期的に行っています。

項目	管 渠 延 長 (単位：m)						人 孔 数 (単位：個)					
	φ200	φ250	φ300	φ350～ φ500	φ550～ φ900	φ1350	合計	1号	2号	3号	特殊	合計
柏 第 6	465.86	1,721.48	0.00	0.00	0.00	0.00	2,187.34	105			6	111
我 孫 子 第 1	705.37	12,797.12	326.26	260.35	0.00	0.00	14,089.10	514	11	1	2	528
我 孫 子 第 2	814.67	8,945.53	279.76	132.80	0.00	0.00	10,172.76	349	23		9	381
我 孫 子 第 3	3,695.72	21,058.53	90.76	21.70	1,665.74	0.00	26,532.45	907	19	1	38	965
我 孫 子 第 4	20,237.11	22,220.09	1,152.13	2,843.58	66.91	624.21	47,144.03	1,427	15	9	42	1,493
我 孫 子 第 5	8,147.55	22,998.49	322.90	823.85	1,505.26	0.00	33,798.05	993	22		33	1,048
我 孫 子 第 6	78.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	78.03	2				2
我 孫 子 第 7	912.19	32,266.33	1,637.30	778.50	185.39	0.00	35,779.71	1,094	2			1,096
我孫子第8-1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					0
我孫子第8-2	34.52	16,855.82	178.40	380.90	124.40	0.00	17,574.04	537	7	1	1	546
我孫子第9-1	719.76	12,180.84	253.52	469.42	0.00	0.00	13,623.54	446				446
我孫子第9-2	6,336.98	1,932.18	118.00	0.00	0.00	0.00	8,387.16	349			31	380
我 孫 子 第 10	4,076.87	18,943.66	263.77	1,331.87	395.41	0.00	25,011.58	702	1	1	19	723
我孫子北部第1	572.67	1,150.48	4,121.07	386.60	0.00	0.00	6,230.82	190	1			191
我孫子北部第2	26,602.33	7,280.21	8,325.00	3,473.60	1,996.42	0.00	47,677.56	1,510	37	17	63	1,627
我孫子北部第3	29.62	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	29.62	2				2
我孫子北部第4	20,528.83	8,122.94	2,148.58	1,632.94	190.52	0.00	32,623.81	1,042	9	1	5	1,057
我孫子北部第5	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					0
我孫子北部第6	8,718.61	522.38	56.50	2.70	0.00	0.00	9,300.19	356	4		1	361
我孫子北部第7	2,639.53	142.31	146.70	90.48	0.00	0.00	3,019.02	101			13	114
我孫子北部第8	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					0
我孫子北部第9	3,404.12	427.75	0.00	1,712.58	407.19	0.00	5,951.64	182	2	2		186
我孫子北部第10	21,309.60	0.00	1,242.74	214.72	0.00	0.00	22,767.06	685	4		61	750
合 計	130,029.94	189,566.14	20,663.39	14,556.59	6,537.24	624.21	361,977.51	11,493	157	33	324	12,007

(2) 汚水中継ポンプ場の維持管理

本市の公共下水道汚水中継ポンプ場は、久寺家汚水中継ポンプ場と青山汚水中継ポンプ場の2箇所が稼動していましたが、久寺家汚水中継ポンプ場は、手賀沼流域下水道への接続に伴い、平成26年3月に廃止しました。また、青山汚水中継ポンプ場も手賀沼流域下水道への接続後に廃止する予定です。

汚水中継ポンプ場は、流入水量に応じて適切な運転管理が必要なため、設備の定期的な点検を実施し、損傷部分の補修や交換などを行っています。

青山汚水中継ポンプ場の概要

項目	内容
施設の名称	青山汚水中継ポンプ場
所在地	我孫子市青山414番地の1他
敷地面積	868 m ²
計画処理面積	191.29 ha
計画処理人口	10,600 人
供用開始年月日	平成3年4月5日

施設の概要

施設、設備等	内容	現況
沈砂池、流入ゲート	・ 鋳鉄製手動外ねじ式 400W×600H	2台
細目自動除塵機	・ 間欠式自動除塵機 水路幅1,000mm×水路高1,900mm×20mm×1.5kW	1台
揚砂ポンプ	・ サンドポンプ φ80×0.5m ³ /分×15m×7.5kW	1台
主ポンプ	・ 脱着式水中汚水ポンプ φ200×5.0m ³ /分×26m×37.0kW	2台
脱臭塔	・ 活性炭吸着塔 立形カートリッジ式 脱臭風量 15m ³ /分	1台
流量計	・ 電磁流量計 φ300	1台

(3) 雨水ポンプ場の維持管理

若松地区並びに布佐地区については、排水先の水位により自然排水が困難であるため、雨水ポンプ場を位置付けている。

ポンプ施設の名称	排水区	ポンプ場の位置	敷地面積 (a)	計画雨水量 (m^3/sec)	ポンプ 台数
若松第1ポンプ場	若松第2排水区	我孫子市若松	0.9	0.822	2
若松第2ポンプ場	若松第3排水区	我孫子市若松	0.7	0.372	2
若松第3ポンプ場	若松第4排水区	我孫子市若松	0.6	0.506	2
若松第4ポンプ場	若松第5排水区	我孫子市若松	0.6	0.802	2
布佐ポンプ場	布佐排水区	我孫子市布佐	28.7	11.839	5

(4) 汚水取付管、人孔蓋及び陥没の修繕

(単位：件)

年度 \ 区分	取付管修繕	人孔蓋修繕	陥没修繕	合計
24	23	95	8	126
25	11	95	5	111
26	4	53	10	67
27	6	25	8	39

V 水洗化普及

1. 水洗化普及促進事業の概要

公共下水道の整備による水洗化は、市民の快適な生活環境の保持及び公共用水域の水質保全のための重要な要素であり、同時に建設投資の効率性を確保する観点からも高く望まれています。

下水道法第11条の3に水洗化への改造義務が位置付けられているが、必ずしも供用開始後の水洗化には至っていない状況です。

本市では、普及促進事業として、供用開始時における地域説明会、広報誌でのPR等市民に啓発を促すとともに、水洗化への工事資金として、改造資金貸付制度から平成18年度より改造資金融資あっせん及び利子補給制度に替えて利用者への利便性を高めています。

水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度の内容

項目	汲取り便所の改造	既設浄化槽の切替
融資あっせん額	10万円以上 60万円以内	10万円以上 40万円以内
利子補給額	年利5%以内	年利5%以内
償 還	36回以内	36回以内

2. 普及状況

項目		年度				
		23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
行政人口（人） A		133,749	133,923	133,558	133,044	132,715
供 用 開 始 人 口 (人)	柏第6処理分区	517	522	608	622	626
	第1処理分区	5,357	5,293	5,263	5,212	5,170
	第2処理分区	3,963	3,968	3,885	3,878	3,847
	第3処理分区	8,965	8,910	9,325	9,458	9,432
	第4処理分区	15,577	15,651	15,546	15,417	15,322
	第5処理分区	9,362	9,595	9,527	9,621	9,811
	第6処理分区					
	第7処理分区	12,689	12,718	12,580	12,404	12,261
	第8-1処理分区					
	第8-2処理分区	3,666	3,872	4,029	4,100	4,178
	第9-1処理分区	2,736	2,695	2,595	2,530	2,470
	第9-2処理分区	2,341	2,318	2,203	2,140	2,146
	第10処理分区	4,773	4,742	5,054	5,011	4,999
	北部第1処理分区	2,261	2,249	2,442	2,424	2,431
	北部第2処理分区	22,155	22,355	21,952	21,914	22,091
	北部第3処理分区					
	北部第4処理分区	7,884	8,039	8,160	8,011	8,141
	北部第5処理分区					
	北部第6処理分区	1,489	1,740	1,422	1,562	1,699
	北部第7処理分区	221	354	230	263	400
北部第8処理分区						
北部第9処理分区	1,400	1,381	1,347	1,327	1,284	
北部第10処理分区	3,783	3,740	3,670	3,619	3,606	
合計 B		109,139	110,142	109,838	109,513	109,914
水洗化世帯数（戸） C		44,086	44,922	45,566	46,384	47,112
水洗化人口（人） D		107,195	108,384	108,822	108,812	109,238
普及率（％） B/A		81.6	82.2	82.2	82.3	82.8
水洗化率（％） D/B		98.2	98.4	99.1	99.4	99.4

※23年度末までは日本人のみ。24年度からは外国人を含む。

3. 排水設備設置申請状況

(単位：件)

処理区	年度	～22	23	24	25	26	27	合計
柏 第 6		214	12	1	0	14	1	242
我孫子第 1		1,073	20	11	17	29	19	1,169
我孫子第 2		985	18	13	15	44	16	1,091
我孫子第 3		2,547	29	33	33	52	35	2,729
我孫子第 4		3,265	116	81	80	80	82	3,704
我孫子第 5		2,712	40	27	50	52	116	2,997
我孫子第 6		16	0	0	0	0	0	16
我孫子第 7		1,242	37	45	58	45	59	1,486
我孫子第 8 - 1		0	0	0	0	0	0	0
我孫子第 8 - 2		992	41	30	27	34	20	1,144
我孫子第 9 - 1		1,132	5	2	3	3	2	1,147
我孫子第 9 - 2		139	2	2	3	6	15	167
我孫子第 10		1,699	55	20	20	28	15	1,837
我孫子北部第 1		27	3	2	13	5	2	52
我孫子北部第 2		2,183	104	63	84	88	91	2,613
我孫子北部第 3		1	0	0	0	0	0	1
我孫子北部第 4		1,005	44	71	59	42	45	1,266
我孫子北部第 5		1	0	0	0	0	0	1
我孫子北部第 6		115	56	69	46	26	35	347
我孫子北部第 7		30	9	8	7	42	23	119
我孫子北部第 8		0	0	0	0	0	0	0
我孫子北部第 9		34	1	0	5	2	2	44
我孫子北部第 10		880	11	6	13	14	22	946
合 計		20,292	603	484	533	606	600	23,118

4. 水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給利用状況

※償還期限 36月以内

(単位：円)

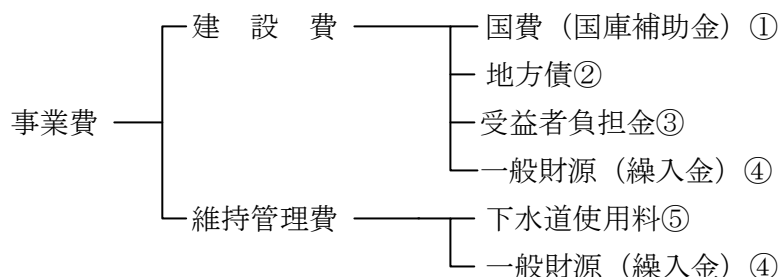
年度	項目	汲 取 り		浄 化 槽		合 計		利子補給 金額
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	
～22		1	480,000	6	1,750,000	7	2,230,000	125,646
23		0	0	4	3,301	4	3,301	3,301
24		0	0	0	0	0	0	0
25		0	0	0	0	0	0	0
26		0	0	0	0	0	0	0
27		0	0	0	0	0	0	0
合計		1	480,000	10	1,753,301	11	2,233,301	128,947

VI 財 政

1. 下水道財政の概要

(1) 財源のしくみ

下水道の整備は長期年月、多額の費用を要し、又その施設の維持管理についても相当な費用が必要となります。その財源については、おもに次のとおりです。



(2) 財源説明

①国費（国庫補助金）

下水道事業は、都道府県、市町村等地方公共団体が実施するものであり、公共用水域の水質を保全するなど下水道を緊急に整備することから、国は下水道の設置に係る地方公共団体に対し補助を行っています。

②地方債

地方公共団体が事業を行う場合の財源には、国庫支出金、分担金、負担金等があります。しかし、これら以外に長期借入資金をもって財源とするものが地方債です。

③受益者負担金

特定の事業により、整備されることで著しい利益を受け、環境が改善され未整備地区に比べ利便性、快適性が向上し、その利益を受ける限度において事業費の一部に充てるものです。

④一般財源

市の一般会計の繰入金により賄われています。

⑤下水道使用料

次の原則によって定められています。

1. 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
2. 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
3. 定率又は定額をもって明確に定められていること。

⑥繰越金

各会計年度において決算上余剰金が生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならないとされています。又、この繰越金のうちには、継続費の逡次繰越額、繰越明許費のための繰越財源及び事故繰越に係る財源繰越額を含むものであり、特別会計で決算上余剰金が生じた場合も一般会計の繰越金として受け入れることとなります。

⑦諸収入

①から⑥以外の収入（例：延滞金、利子、貸付金回収費等）。

2. 下水道使用料等

公共下水道の供用開始区域内から排出される汚水の処理費用や下水道建設費の一部は、下水道使用料や受益者負担金として徴収されます。

(1) 使用料

収益的収支における営業費用(一般管理費、処理場・管渠等の汚水処理施設維持管理費)と営業外費用(建設に伴う企業債償還金利息)からなる総費用は、使用料等をもって充てるべきものとされています。

本市の下水道使用料は、収益的収支における営業収益と営業外収益の他に、一般会計予算の繰出金を充当することで高騰を防いでいます。

(2) 受益者負担金

都市計画事業の一環である公共下水道事業は、整備区域が特定されます。下水道が整備されますと、整備区域内の土地所有者等権利者は便益を受けることになることから、本市では、都市計画法第75条に基づいて「我孫子市受益者負担金条例」を昭和57年度に制定し、整備区域内の全ての土地に係る受益者に負担金を賦課しています。

受益者負担金の単価は、土地1平方メートル当たり400円となっています。この収入は、末端管渠等の建設費に充てられています。

(3) 使用料金の変遷

項 目		昭和45年4月1日 から 昭和56年9月30日	昭和56年10月1日 から 平成元年8月31日	平成元年9月1日 から 平成5年8月31日	平成5年9月1日 から 平成9年12月31日	平成10年1月1日 から (現行料金)	
使用料体系		従量制	従量制	累進制	累進制	累進制	
使用料制度							
一般 汚水	基本料金10m ³	300円	450円	600円	800円	900円	
	超過 料金	11～20m ³	30円	45円	60円	90円	108円
		21～30m ³	30円	45円	65円	95円	114円
		31～40m ³	30円	45円	75円	110円	131円
		41～50m ³	30円	45円	95円	140円	167円
		51～100m ³	30円	45円	130円	190円	227円
		100m ³ 以上	30円	45円	180円	260円	311円
営業用汚水		—	—	1m ³ 当たり20円	1m ³ 当たり20円	1m ³ 当たり20円	
水量の算出	水道水	水道使用水量	水道使用水量	水道使用水量	水道使用水量	水道使用水量	
	井戸水	1世帯5人まで 10m ³	1世帯5人まで 10m ³	1人1ヶ月当たり 6m ³	1人1ヶ月当たり 6m ³	1人1ヶ月当たり 6m ³	

(4) 使用料の収入状況

(単位: 千m³、千円)

年度 項目 月	23		24		25		26		27	
	水量	金額	水量	金額	水量	金額	水量	金額	水量	金額
4	875	62,811	883	63,984	828	63,065	877	62,070	881	64,807
5	862	107,337	863	107,634	845	108,120	868	110,413	877	113,354
6	904	111,280	894	113,062	869	113,620	902	117,403	906	117,688
7	892	116,452	873	113,539	796	106,138	871	119,141	865	120,478
8	923	121,614	924	120,631	991	130,218	916	123,318	930	125,118
9	894	118,626	911	117,848	887	117,136	878	119,497	877	121,082
10	875	113,710	863	115,506	871	114,809	849	116,269	859	117,568
11	902	116,652	896	115,977	876	115,156	900	117,829	895	108,485
12	874	106,033	863	114,116	788	105,226	863	110,133	868	130,986
1	914	125,603	900	114,402	964	124,631	898	129,683	906	110,032
2	898	114,850	886	114,968	880	114,491	885	106,344	893	125,768
3	828	160,180	805	155,242	828	155,882	799	172,790	835	170,265
合計	10,641	1,375,148	10,561	1,366,909	10,423	1,368,492	10,506	1,404,890	10,592	1,425,631

(5) 受益者負担金納入状況

(単位: m²、千円)

項目 年度	対象地積	賦課地積	減免地積	猶予地積	賦課額	納入金額
～20	4,876,664	3,935,969	594,804	345,891	1,612,698	1,512,322
21	74,587	64,162	8,885	1,540	29,834	26,656
22	86,495	68,337	6,303	11,855	22,344	28,678
23	122,099	36,735	77,631	7,733	19,067	18,664
24	39,346	35,671	811	2,864	16,533	16,132
25	55,781	48,407	6,874	500	16,538	16,040
26	82,685	63,708	13,122	5,855	22,575	22,131
27	51,074	42,061	6,538	2,475	21,598	21,279
合計	5,388,731	4,295,050	714,968	378,713	1,761,187	1,661,902

※受益者負担金については、昭和57年度より賦課徴収。

土地登記簿面積に1m²当たり400円を乗じた額。

3. 下水道事業の財政運営

本市下水道事業の会計方式は、特別会計であることから、一つの独立会計として収支決算が行われています。

収益的収支は、汚水処理施設の利用者への供給に要する相対的な費用と施設利用及びサービスの対価として得る収益との収支であり、一般的に公営企業における経営の営業状況を示すものです。営業状況は、1m³当たりの処理原価と使用料単価との比較及び一般会計からの繰入金(他会計補助金)により一定の状況を把握することができます。

一方、資本的収支は、施設建設等の投資的事業費とその財源構成を示すものであり、全体的な経営状況としては、総事業費に対する自主財源の算入率によりみることができます。

なお、VI財政・3下水道事業の財政運営の数値には雨水事業分が含まれています。

(1) 年度別決算総括表

(単位:千円)

項目 \ 年度	23	24	25	26	27
1. 収益的収支					
イ.収入	1,770,751	1,584,526	1,524,812	1,594,349	1,739,322
ロ.支出	1,371,538	1,129,436	1,062,116	1,076,756	1,221,453
2. 資本的収支					
イ.収入	1,192,880	1,727,977	2,819,838	2,389,474	1,664,183
ロ.支出	1,459,130	2,228,678	3,499,225	2,922,655	2,158,185
3. 当年度損益					
イ.収入	132,963				23,867
ロ.支出		45,611	216,691	15,588	
4. 前年度繰越利益	427,995	560,958	515,347	298,656	283,068
5. 形式収支	560,958	515,347	298,656	283,068	306,935
6. 翌年度繰越事業財源	257,158	230,690	93,338	65,596	148,281
7. 実質収支	303,800	284,657	205,318	217,472	158,654

※地方公営企業決算状況調査による

(2) 収益的収支表

(単位:千円、%)

項目	23		24		25		26		27	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
総 収 益	1,770,751		1,584,526		1,524,812		1,594,349		1,739,322	
1. 営 業 収 益	1,403,755	79.3	1,417,181	89.4	1,406,598	92.2	1,446,973	90.8	1,501,148	86.3
イ.使用料収益	1,372,570	77.5	1,365,423	86.2	1,366,570	89.6	1,402,443	88.0	1,423,460	81.8
ロ.その他収益	31,185	1.8	51,758	3.2	40,028	2.6	44,530	2.8	77,688	4.5
2. 営 業 外 収 益	366,996	20.7	167,345	10.6	118,214	7.8	147,376	9.2	238,174	13.7
イ.他会計補助金	364,072	20.5	167,270	10.6	106,919	7.0	130,570	8.2	238,129	13.7
ロ.雑 収 益	2,924	0.2	75	0.0	11,295	0.8	16,806	1.0	45	0.0
総 費 用	1,371,538		1,129,436		1,062,116		1,076,756		1,221,453	
1. 営 業 費 用	983,052	71.7	764,125	67.7	735,506	69.2	782,528	72.7	941,292	77.1
2. 営 業 外 費 用	388,486	28.3	365,311	32.3	326,610	30.8	294,228	27.3	280,161	22.9

※地方公営企業決算状況調査による

(3) 費用構成表

(単位:千円、%)

項目	23		24		25		26		27	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
営業費用	983,052	71.7	764,125	67.7	735,506	69.2	782,528	72.7	941,292	77.1
イ.給料	29,576	3.0	29,565	3.9	24,953	3.4	24,873	3.2	25,948	2.8
ロ.手当	17,381	1.8	17,945	2.3	15,983	2.2	16,964	2.2	17,183	1.8
ハ.光熱水費	9,057	0.9	10,007	1.3	9,891	1.3	5,593	0.7	9,689	1.0
ニ.修繕費	25,181	2.6	30,491	4.0	27,438	3.7	22,956	2.9	24,037	2.6
ホ.委託費	105,318	10.7	104,946	13.7	106,995	14.6	108,070	13.8	117,644	12.5
ヘ.工事費	10,000	1.0	10,000	1.3	10,000	1.4	10,000	1.3	10,000	1.1
ト.負担金	716,011	72.8	494,902	64.8	495,123	67.3	563,707	72.0	695,587	73.9
チ.公課費	41,762	4.3	36,489	4.8	17,653	2.4	4,196	0.6	14,372	1.5
リ.その他	28,766	2.9	29,780	3.9	27,470	3.7	26,169	3.3	26,832	2.8
営業外費用	388,486	28.3	365,311	32.3	326,610	30.8	294,228	27.3	280,161	22.9
イ.償還金利息	388,486	28.3	365,311	32.3	326,610	30.8	294,228	27.3	280,161	22.9
合計	1,371,538		1,129,436		1,062,116		1,076,756		1,221,453	

※地方公営企業決算状況調査による

(4) 資本的収支表

(単位:千円、%)

項目	23		24		25		26		27	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
資本的収入	1,192,880		1,727,977		2,819,838		2,389,474		1,664,183	
イ.国庫補助金	118,568	9.9	539,195	31.2	678,724	24.1	732,624	30.7	313,285	18.8
ロ.県補助金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
ハ.受益者負担金	19,159	1.6	16,512	1.0	16,408	0.6	22,658	0.9	21,503	1.3
ニ.地方債	567,700	47.6	803,900	46.5	1,749,600	62.0	1,161,800	48.6	871,300	52.4
ホ.他会計補助金	486,632	40.8	365,884	21.2	373,679	13.3	471,266	19.7	456,676	27.4
ヘ.その他収入	821	0.1	2,486	0.1	1,427	0.1	1,126	0.1	1,419	0.1
資本的支出	1,459,130		2,228,678		3,499,225		2,922,655		2,158,185	
1.公共下水道事業費	1,387,429	95.1	2,161,711	97.0	3,476,186	99.3	2,908,369	99.5	2,139,107	99.1
イ.管渠費	360,901	24.7	734,299	32.9	1,082,642	30.9	947,916	32.4	985,408	45.7
ロ.ポンプ場費	126,771	8.7	529,856	23.8	780,739	22.3	1,017,335	34.8	13,813	0.6
ハ.その他	899,757	61.7	897,556	40.3	1,612,805	46.1	943,118	32.3	1,139,886	52.8
2.流域下水道事業費	71,701	4.9	66,967	3.0	23,039	0.7	14,286	0.5	19,078	0.9

※地方公営企業決算状況調査による

(5) 処理原価の内訳

項目 \ 年度		23	24	25	26	27
処理水量(千m ³)		13,629	13,603	13,238	13,017	13,329
汚水処理費(千円)		1,546,847	1,427,020	1,448,556	1,457,971	1,502,047
処理原価(m ³ 当たり)		147.5	136.9	139.3	140.6	143.6
内 訳	人件費(円)	5.0	5.1	4.9	4.3	4.0
	光熱水費(円)	0.9	1.0	0.9	0.6	0.5
	修繕費(円)	2.4	2.9	2.6	2.2	2.2
	委託費(円)	10.0	10.0	10.3	10.4	10.5
	工事費(円)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	負担金(円)	61.7	41.2	42.7	49.5	60.5
	償還金(円)	62.7	72.8	75.7	72.4	64.3
	その他(円)	4.8	3.9	2.2	1.2	1.6
使用料単価(m ³ 当たり)		130.9	131.0	131.4	135.2	136.1

※地方公営企業決算状況調査による

(6) 経営分析

項目 \ 年度	23	24	25	26	27
1. 業務分析					
負荷率(%)	91.8	90.9	90.9	88.9	84.0
有収率(%)	77.0	76.6	78.6	79.7	78.5
管渠使用効率(m ³ /m)	38.3	37.9	36.3	35.7	36.3
職員1人当たり処理水量(千m ³)	1,748.2	1,737.0	2,080.0	2,074.0	1,743.5
職員1人当たり処理人口(人)	18,046.2	18,064.0	21,764.4	21,762.0	18,206.3
職員1人当たり営業収益(千円)	233,959.2	236,196.8	281,319.6	289,394.6	250,191.3
2. 財務分析					
総収支比率(%)	129.1	140.3	143.6	148.1	142.4
営業収支比率(%)	142.8	185.5	191.2	184.9	159.5
営業収益算入率(%)	102.3	125.5	132.4	134.4	122.9
繰入金算入率(%)	26.5	14.8	10.1	12.1	19.5
企業債償還比率(%)	28.3	32.3	30.8	27.3	22.9

$$\text{負荷率} = \frac{\text{1日平均処理水}}{\text{1日最大処理水}}$$

$$\text{総収支比率} = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用}}$$

$$\text{有収率} = \frac{\text{有収水量}}{\text{総処理水量}}$$

$$\text{営業収支比率} = \frac{\text{営業収益}}{\text{営業費用}}$$

$$\text{使用効率} = \frac{\text{総処理水量}}{\text{管渠延長}}$$

$$\text{営業収益算入率} = \frac{\text{営業収益}}{\text{総費用}}$$

$$\text{処理水量} = \frac{\text{有収水量}}{\text{損益勘定職員}}$$

$$\text{繰入金算入率} = \frac{\text{繰入金}}{\text{総費用}}$$

$$\text{処理人口} = \frac{\text{水洗化人口}}{\text{損益勘定職員}}$$

$$\text{企業債償還比率} = \frac{\text{償還金利息}}{\text{総費用}}$$

$$\text{営業収益} = \frac{\text{営業収益}}{\text{損益勘定職員}}$$

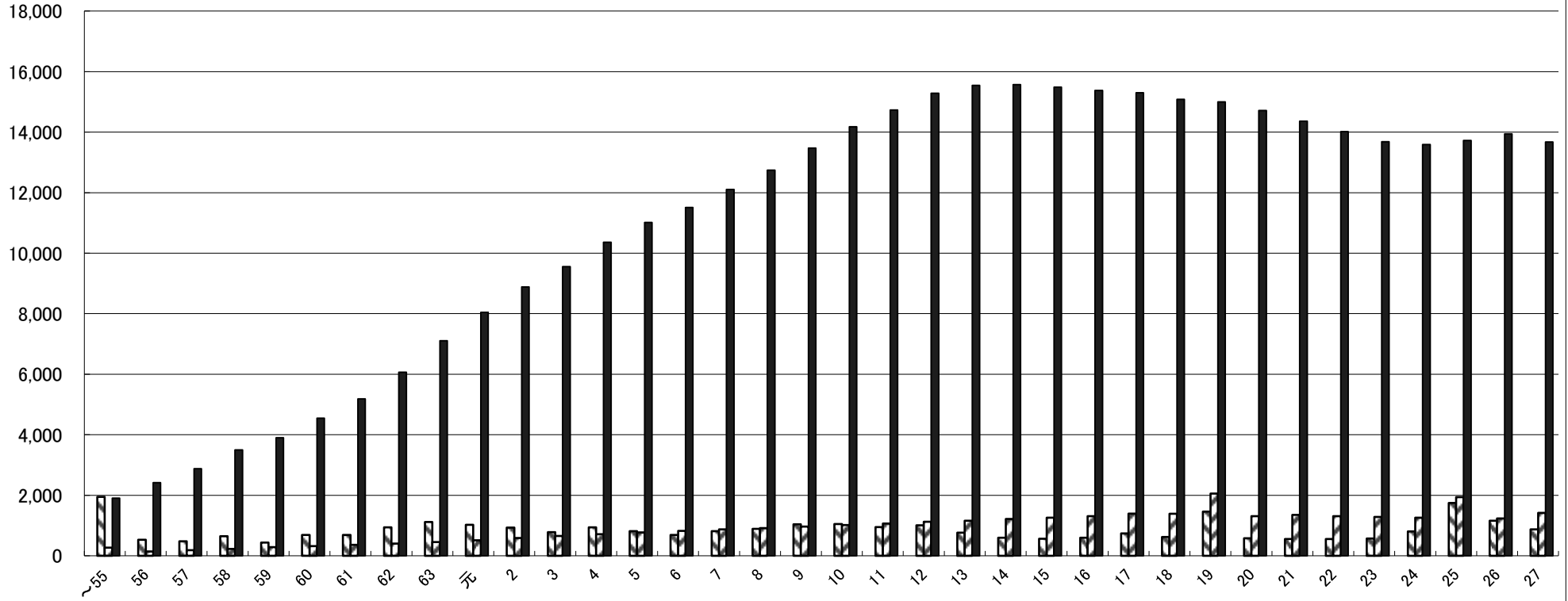
(7)起債償還表

(単位:千円)

項目 年度	借入額	償還額	償還内訳		未償還額
			元 金	利 息	
～55	1,948,942	266,906	43,480	223,426	1,905,462
56	531,700	140,822	16,966	123,856	2,420,196
57	480,700	187,143	18,843	168,300	2,882,053
58	645,180	227,871	25,146	202,725	3,502,087
59	434,500	282,409	37,169	245,240	3,899,418
60	688,780	316,169	39,683	276,486	4,548,515
61	692,300	365,127	54,204	310,923	5,186,611
62	940,200	405,329	63,124	342,205	6,063,687
63	1,116,700	454,073	72,915	381,158	7,107,472
元	1,021,300	514,209	79,688	434,521	8,049,084
2	935,700	585,982	96,606	489,376	8,888,178
3	779,800	652,049	113,021	539,028	9,554,957
4	944,300	712,483	135,808	576,675	10,363,449
5	814,600	772,376	163,516	608,860	11,014,533
6	690,700	826,354	195,481	630,873	11,509,752
7	817,800	873,533	225,763	647,770	12,101,789
8	893,800	916,267	255,802	660,465	12,739,787
9	1,037,900	969,114	301,067	668,047	13,476,620
10	1,046,700	1,017,775	347,448	670,327	14,175,872
11	950,700	1,066,358	398,771	667,587	14,727,801
12	1,011,600	1,121,054	457,181	663,873	15,282,220
13	763,700	1,154,561	501,633	652,928	15,544,287
14	599,300	1,216,721	575,170	641,551	15,568,417
15	564,400	1,259,653	643,973	615,680	15,488,844
16	597,800	1,307,038	708,554	598,484	15,378,090
17	742,600	1,391,678	819,368	572,310	15,301,322
18	623,400	1,389,003	843,926	545,077	15,080,796
19	1,463,000	2,058,181	1,540,432	517,749	15,003,364
20	579,100	1,313,794	864,140	449,654	14,718,324
21	558,600	1,350,805	918,541	432,264	14,358,383
22	555,600	1,309,388	897,266	412,122	14,016,717
23	567,700	1,288,243	899,757	388,486	13,684,660
24	803,900	1,262,867	897,556	365,311	13,591,004
25	1,749,600	1,939,415	1,612,805	326,610	13,727,799
26	1,161,800	1,237,346	943,118	294,228	13,946,481
27	871,300	1,420,047	1,139,886	280,161	13,677,895
合計	30,625,702	33,572,143	16,947,807	16,624,336	13,677,895

起債償還表

百万円



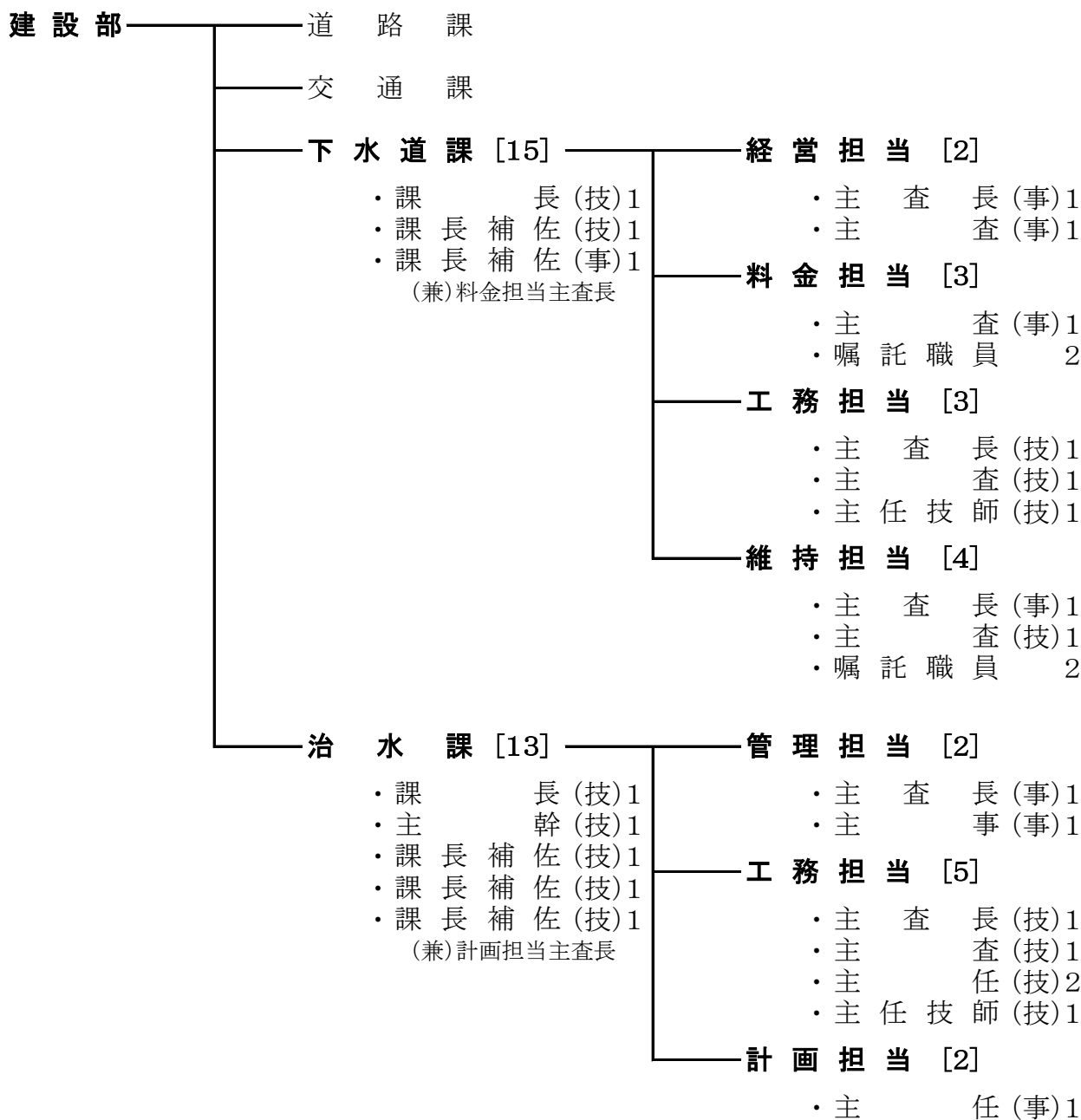
借入額

償還額

未償還額

VII 組織及び人員

1. 建設部下水道課・治水課の構成（平成28年3月31日現在）



職名 所属	課長	主幹	課長補佐	主査長	主査	主任	主任技師	主事	嘱託職員	合計
下水道課	1	—	2	3	4	—	1	—	4	15
治水課	1	1	3	2	1	3	1	1	—	13

※正職員の内訳(下水道課:事務職5人、技術職6人 ・ 治水課:事務職3人、技術職10人)

2. 事務分掌

区 分	事 務 の 概 目
建設部下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業の事務分担、執行計画、執行結果報告、進行管理及び問題点報告に関する事。 ・公共下水道事業の計画に関する事。 ・公共下水道事業の計画決定及び事業認可に関する事。 ・流域下水道との調整及び協議に関する事。 ・開発行為等協議における公共下水道との調整に関する事。 ・区域外流入に関する事。 ・下水道事業審議会に関する事。 ・広報に関する事。 ・水質規制に関する事。 ・公営企業決算状況調書に関する事。 ・下水道事業の経営及び分析に関する事。 ・下水道使用料等の改定に関する事。 ・予算及び決算に関する事。 ・会計監査に関する事。 ・償還金に関する事。 ・月報及び年報に関する事。 ・統計及び調査に関する事。 ・コンピュータシステムの運用管理に関する事。
	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用者の管理に関する事。 ・下水道使用料の賦課及び調定に関する事。 ・下水道使用料の徴収及び滞納処分に関する事。 ・水道局との連絡調整に関する事。 ・受益者負担金の賦課及び調定に関する事。 ・受益者負担金の徴収及び滞納処分に関する事。
	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の設計及び工事にに関する事。 ・公共下水道工事に伴う物件補償に関する事。 ・公共下水道の竣工検査に関する事。 ・補助及び起債申請に関する事。
	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道台帳の整備に関する事。 ・管渠の改修に関する事。 ・汚水公共柵の設置及び竣工検査に関する事。 ・公共下水道の維持管理に関する事。 ・水質調査に関する事。 ・地域下水処理場に係る管渠の維持管理に関する事。 ・水洗化普及促進に関する事。 ・改造資金融資あっせん及び利子補給に関する事。 ・排水設備の工事申請に関する事。 ・下水道排水設備指定工事店に関する事。

区	分	事務の概目
建設部治水課	管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理機関との連絡調整に関する事 ・準用河川の指定に関する事 ・準用河川、幹線排水路及び排水機場等の排水施設の維持管理に関する事 ・雨水流出抑制の指導に関する事 ・開発行為等に伴う用地取得及び登記に関する事 ・水防計画に関する事
	工務担当	<ul style="list-style-type: none"> ・準用河川及び幹線排水路等の設計及び改修工事に関する事 ・準用河川及び幹線排水路等の災害復旧工事に関する事 ・竣工検査に関する事 ・工事に伴う補償に関する事
	計画担当	<ul style="list-style-type: none"> ・準用河川及び幹線排水路等の整備に係る調査、調整及び計画に関する事 ・公共下水道事業(浸水対策下水道事業)の計画に関する事 ・公共下水道事業(浸水対策下水道事業)の計画決定及び事業認可に関する事 ・補助事業及び起債申請に関する事 ・用地取得に関する事

VIII 用語の説明

ア行

SS（浮遊物質）

水中に懸濁している物質をろ過または遠心分離によって分離した物質を ppm (mg/ℓ) で表したものである。

暗 渠

地下に埋設された、あるいは地表にあってもふたをした水路。

カ行

下水道法事業計画

公共下水道又は流域下水道を設置しようとする際、あらかじめその管理者が事業計画をつくり、都道府県知事又は国土交通大臣に協議することが必要で、これを下水道事業計画という。

下水道法

流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする法律。

公害対策基本法

事業者、国及び地方公共団体の公害の防止に関する責務を明らかにし、公害の防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図ることを目的とする法律。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域と、これに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

合流式下水道

汚水、雨水を分離することなく同一の管渠で排除する方式。

環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所，風呂，洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて，河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

コミュニティ・プラント

民間事業者の開発行為による住宅団地などで、し尿や生活排水を合わせて処理する施設。多くの場合、下水道が普及していない地区の団地で下水道の代替施設となる。

サ行

最終沈殿池

エアーレーションタンク、散水ろ床等からの流出を沈殿させて処理水と汚泥を分離するための池をいう。

最初沈殿池

微細な浮遊物を出来るだけ除去して、以後の処理施設の負荷を軽減させるため、沈砂池、スクリーンを経た下水中の沈殿可能物質を沈殿分離するための池をいう。

処理人口

供用開始区域内の人口。

除害施設

公共下水道施設及び機能に対する障害を除去するため、公共下水道を使用する者に対して設置させることが出来る前処理施設。

水洗化人口

公共下水道（汚水）に接続している人口。

水洗化率

供用開始区域内で公共下水道（汚水）に接続している人口の割合。

整備人口

公共下水道（汚水）工事が完了している区域の人口。

タ行

特定公共下水道

特定の事業者の事業活動に主として利用されるもの。

都市計画決定

都市計画法の規定により、下水道施設（公共下水道、流域下水道、都市下水路）の名称、位置、区域及び排水区域を都市計画に定める。

都市計画法事業認可

都市計画法による千葉県知事の下水道事業施行の認可をいう。本認可は都市計画決定、下水道事業計画に基づく事業に対し与えられる。

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。

八行

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物は溶存酸素のもとで微生物の働きによって酸化分解される。このとき消費する酸素量を ppm（mg/ℓ）で表したものである。

ppm（mg/ℓ）

物質の量を表す単位で、100万分の1の量の表示。

普及率

行政人口に対する供用開始区域内の人口の割合。

分流式下水道

汚水と雨水とを別々の管渠に集めて排除する下水道。この場合、汚水だけが処理施設に入ることになる。

資 料

1. 平成27年度末整備状況（日本人+外国人）

平成28年3月31日 住民基本台帳人口 ① 132,715 人

上段：面積 (ha) 下段：人口 (人) x/y：比率 (%)

処理区分名	②全体計画	③下法事業計画	③/② 認可取得率	④整備済累計	④/② 全体計画整備率	④/③ 下法認可整備率	④/① 人口整備率	⑤供用開始済	⑤/③ 供用開始率	⑤/① 人口普及率	⑥水洗化人口	⑥/⑤ 水洗化率
柏 第 6	8.00 510	8.00 510	100.0 100.0	8.00 626	100.0 122.7	100.0 122.7		8.00 626	100.0 122.7		624	99.7
我 孫 子 第 1	91.00 5,610	67.55 5,600	74.2 99.8	52.08 5,170	57.2 92.2	77.1 92.3		52.08 5,170	77.1 92.3		5,170	100.0
我 孫 子 第 2	56.00 4,140	46.00 4,100	82.1 99.0	45.75 3,847	81.7 92.9	99.5 93.8		45.75 3,847	99.5 93.8		3,847	100.0
我 孫 子 第 3	109.20 8,880	108.00 8,940	98.9 99.0	107.62 9,432	98.6 106.2	99.6 105.5		107.62 9,432	99.6 105.5		9,432	100.0
我 孫 子 第 4	199.65 18,260	185.11 18,070	92.7 99.0	167.91 15,332	84.1 84.0	90.7 84.8		167.91 15,332	90.7 84.8		15,332	100.0
我 孫 子 第 5	188.33 10,450	150.21 10,240	79.8 98.0	110.45 9,811	58.6 93.9	73.5 95.8		110.45 9,811	73.5 95.8		9,760	99.5
我 孫 子 第 6	59.70 210			0.00 0				0.00 0			0	
我 孫 子 第 7	149.50 14,020	144.00 14,070	96.3 100.4	144.00 12,261	96.3 87.5	100.0 87.1		144.00 12,261	100.0 87.1		12,261	100.0
我 孫 子 第 8 - 1	68.60 720			0.00 0				0.00 0			0	
我 孫 子 第 8 - 2	65.30 2,880	58.30 2,890	89.3 100.3	55.80 4,178	85.5 145.1	95.7 144.6		55.80 4,178	95.7 144.6		4,178	100.0
我 孫 子 第 9 - 1	66.80 3,790	49.21 3,820	73.7 100.8	49.21 2,470	73.7 65.2	100.0 64.7		49.21 2,470	100.0 64.7		2,470	100.0
我 孫 子 第 9 - 2	49.60 3,350	33.31 3,370	67.2 100.6	33.98 2,178	68.5 65.0	102.0 64.6		33.46 2,146	100.5 63.7		2,128	99.2
我 孫 子 第 10	131.10 6,670	104.00 6,350	79.3 95.2	99.57 5,126	75.9 76.9	95.7 80.7		92.12 4,999	88.6 78.7		4,861	97.2
我 孫 子 北 部 第 1	55.60 3,000	22.40 2,710	40.3 90.3	21.48 2,431	38.6 81.0	95.9 89.7		21.48 2,431	95.9 89.7		2,252	92.6
我 孫 子 北 部 第 2	277.30 21,220	167.22 19,660	60.3 92.6	129.78 22,091	46.8 104.1	77.6 112.4		129.78 22,091	77.6 112.4		22,042	99.8
我 孫 子 北 部 第 3	60.10 1,350	23.00 890	38.3 65.9	0.00 0				0.00 0			0	
我 孫 子 北 部 第 4	195.52 7,940	181.30 7,780	92.7 98.0	143.66 8,141	73.5 102.5	79.2 104.6		143.66 8,141	79.2 104.6		8,077	99.2
我 孫 子 北 部 第 5	57.80 1,100	34.00 1,090	58.8 99.1	0.00 0				0.00 0			0	
我 孫 子 北 部 第 6	57.50 3,410	50.50 3,420	87.8 100.3	32.76 2,065	57.0 60.6			28.60 1,699	56.6 49.7		1,607	94.6
我 孫 子 北 部 第 7	66.80 3,340	50.18 2,890	75.1 86.5	17.46 580	26.1 17.4	34.8 20.1		13.89 400	27.7 13.8		310	77.5
我 孫 子 北 部 第 8	67.40 1,480	5.80 480	8.6 32.4	0.00 0				0.00 0			0	
我 孫 子 北 部 第 9	143.40 5,400	89.95 4,850	62.7 89.8	13.66 1,284	9.5 23.8	15.2 26.5		13.66 1,284	15.2 26.5		1,284	100.0
我 孫 子 北 部 第 10	109.80 5,970	75.50 5,240	68.8 87.8	63.75 3,606	58.1 60.4	84.4 68.8		63.75 3,606	84.4 68.8		3,603	99.9
合 計	2,334.00 133,700	1,653.54 126,970	70.8	1,296.92 110,629	55.6	78.4		1,281.22 109,924	77.5		82.8	109,238 99.4

2. 年度別整備状況

(1) 整備面積・整備人口、処理面積・処理人口・水洗化人口

整備面積

(単位：ha)

流域	年度	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
	全体計画面積	2,334.00	2,334.00	2,334.00	2,334.00	2,334.00
域	下水道法事業計画面積	1,651.49	1,651.49	1,651.49	1,651.49	1,653.54
	公共下水道①	1,239.09	1,246.52	1,258.62	1,263.03	1,280.50
関	特定環境保全 公共下水道②	16.42	16.42	16.42	16.42	16.42
	合計(①+②)	1,255.51	1,262.94	1,275.04	1,279.45	1,296.92
連	全体計画に対する 整備率(%)	53.8	54.1	54.6	54.8	55.6
	下水道法事業計画 に対する整備率(%)	76.0	76.5	77.2	77.5	78.4

整備人口

(単位：人)

流域	年度	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
	公共下水道	108,586	109,609	109,936	109,333	110,159
関	特定環境保全 公共下水道	550	533	521	510	470
	合計	109,136	110,142	110,457	109,843	110,629

処理面積

(単位：ha)

流域	年度	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
	公共下水道	1,239.09	1,246.52	1,246.52	1,257.53	1,264.80
関	特定環境保全 公共下水道	16.42	16.42	16.42	16.42	16.42
	合計	1,255.51	1,262.94	1,262.94	1,273.95	1,281.22

処理人口

(単位：人)

流域	年度	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
	住民基本台帳人口	133,749	133,923	133,558	133,044	132,715
域	公共下水道③	108,586	109,609	109,317	109,003	109,454
	特定環境保全 公共下水道④	550	533	521	510	470
関	合計(③+④)	109,136	110,142	109,838	109,513	109,924
	普及率(%)	81.6	82.2	82.2	82.3	82.8

水洗化人口

(単位：人)

流域	年度	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
	公共下水道	106,768	107,958	108,401	108,395	108,835
域	特定環境保全 公共下水道	427	426	421	417	403
	合計	107,195	108,384	108,822	108,812	109,238
関	水洗化率(%)	98.2	98.4	99.1	99.4	99.4

※整備人口、処理人口、水洗化人口：Ⅷ 用語の説明参照

※23年度末までは日本人のみ。24年度からは外国人を含む。

(2) 自然流域別の手賀沼側における下水道整備状況

整備面積

(単位：ha)

自然流域別	年 度	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
	自然流域内面積	1,171.00	1,171.00	1,171.00	1,171.00	1,171.00
	整備面積	701.67	703.73	703.73	704.37	707.50
	自然流域内面積に対する整備率(%)	59.9	60.1	60.1	60.2	60.4

整備人口

(単位：人)

自然流域別	年 度	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
	自然流域内人口	66,230	66,316	66,135	65,880	65,717
	整備人口	55,686	55,964	56,231	55,975	55,846
	整備率(%)	84.1	84.4	85.0	85.0	85.0

処理面積

(単位：ha)

自然流域別	年 度	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
	自然流域内面積	1,171.00	1,171.00	1,171.00	1,171.00	1,171.00
	処理面積	701.67	703.73	703.73	704.37	707.50
	整備率(%)	59.9	60.1	60.1	60.2	60.4

処理人口・水洗化人口

(単位：人)

自然流域別	年 度	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
	自然流域内人口	66,230	66,316	66,135	65,880	65,717
	処理人口	55,686	55,964	56,231	55,975	55,846
	水洗化人口	55,558	55,836	55,813	55,671	55,639
	普及率(%)	84.1	84.4	85.0	85.0	85.0
	水洗化率(%)	99.8	99.8	99.3	99.5	99.6

※全体計画2,334haのうち、1,171haが手賀沼側の自然流域内面積である。

※整備人口、処理人口、水洗化人口：Ⅷ 用語の説明参照

※23年度末までは日本人のみ。24年度からは外国人を含む。

(3) 指定湖沼（手賀沼）の指定地域における下水道整備状況

整備面積

(単位：ha)

指定湖沼地域	年 度	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
	指定地域内面積	835.00	835.00	835.00	835.00	835.00
	整備面積	503.79	503.79	503.79	504.07	504.10
	指定地域内面積に対する整備率(%)	60.3	60.3	60.3	60.4	60.4

整備人口

(単位：人)

指定湖沼地域	年 度	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
	指定地域内人口	48,325	48,309	48,443	48,426	48,301
	整備人口	43,408	43,646	43,932	43,867	43,729
	整備率(%)	89.8	90.3	90.7	90.6	90.5

処理面積

(単位：ha)

指定湖沼地域	年 度	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
	指定地域内面積	835.00	835.00	835.00	835.00	835.00
	処理面積	503.79	503.79	503.79	504.07	504.10
	整備率(%)	60.3	60.3	60.3	60.4	60.4

処理人口・水洗化人口

(単位：人)

指定湖沼地域	年 度	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
	指定地域内人口	48,325	48,309	48,443	48,426	48,301
	処理人口	43,408	43,646	43,932	43,867	43,729
	水洗化人口	43,347	43,645	43,848	43,830	43,713
	普及率(%)	89.8	90.3	90.7	90.6	90.5
	水洗化率(%)	99.9	100.0	99.8	99.9	100.0

※全体計画2,334haのうち、835haが指定地域内面積である。

※整備人口、処理人口、水洗化人口：Ⅷ 用語の説明参照

※23年度末までは日本人のみ。24年度からは外国人を含む。

(4) 特定環境保全公共下水道整備状況

	面積 (h a)	計画人口 (人)
都市計画決定	44	770
下水道法事業認可	16.42	560

事業費

(単位：百万円)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
補助	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
起債	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

整備面積

(単位：ha)

	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
我孫子第9-1処理分区	9.78	9.78	9.78	9.78	9.78
我孫子第9-2処理分区	6.64	6.64	6.64	6.64	6.64
計	16.42	16.42	16.42	16.42	16.42

整備人口

(単位：人)

	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
計	550	533	521	510	470

処理面積

(単位：ha)

	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
我孫子第9-1処理分区	9.78	9.78	9.78	9.78	9.78
我孫子第9-2処理分区	6.64	6.64	6.64	6.64	6.64
計	16.42	16.42	16.42	16.42	16.42

処理人口

(単位：人)

	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
計	550	533	521	510	470

水洗化人口

(単位：人)

	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
計	427	426	421	417	403

管渠延長

(単位：m)

	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
我孫子第9-1処理分区	2,815.60	2,815.60	2,815.60	2,815.60	2,815.60
我孫子第9-2処理分区	1,370.12	1,370.12	1,370.12	1,370.12	1,370.12
計	4,185.72	4,185.72	4,185.72	4,185.72	4,185.72

※特定環境保全公共下水道：Ⅷ 用語の説明参照

※整備人口、処理人口、水洗化人口：Ⅷ 用語の説明参照

※23年度末までは日本人のみ。24年度からは外国人を含む。

3. 年度別事業費

(単位：千円)

	補助	起債	計	汚水	雨水	計	管渠	ポンプ場	計	うち緊特分
47年度	12,500		12,500	12,500		12,500		(用地) 12,500	12,500	
48年度	25,000		25,000		25,000	25,000	25,000		25,000	
49年度	50,000		50,000		50,000	50,000	50,000		50,000	
50年度	50,000	20,000	70,000	20,000	50,000	70,000	70,000		70,000	
51年度	55,000	20,000	75,000	20,000	55,000	75,000	75,000		75,000	
52年度	80,000	50,000	130,000	58,000	72,000	130,000	130,000		130,000	
53年度	125,000	100,000	225,000	152,000	73,000	225,000	225,000		225,000	
54年度	150,000	180,000	330,000	220,000	110,000	330,000	330,000		330,000	
55年度	235,000	320,000	555,000	431,000	124,000	555,000	555,000		555,000	
56年度	220,000	277,500	497,500	365,500	132,000	497,500	497,500		497,500	
57年度	360,000	218,100	578,100	398,100	180,000	578,100	578,100		578,100	
58年度	325,500	320,000	645,500	645,500		645,500	645,500		645,500	
59年度	290,000	296,400	586,400	586,400		586,400	586,400		586,400	
60年度	430,000	370,000	800,000	776,000	24,000	800,000	800,000		800,000	
61年度	554,000	350,000	904,000	904,000		904,000	904,000		904,000	
62年度	402,000	632,000	1,034,000	1,034,000		1,034,000	934,000	久寺家 { 100,000	1,034,000	
63年度	535,000	622,000	1,157,000	1,157,000		1,157,000	877,100	279,900	1,157,000	
元年度	584,000	588,000	1,172,000	1,172,000		1,172,000	1,090,000	青 山 { 82,000	1,172,000	
2年度	580,000	500,000	1,080,000	1,080,000		1,080,000	920,000	160,000	1,080,000	
3年度	710,000	470,000	1,180,000	1,180,000		1,180,000	1,180,000		1,180,000	
4年度	710,000	400,000	1,110,000	1,110,000		1,110,000	1,110,000		1,110,000	
5年度	400,000	418,000	818,000	818,000		818,000	818,000		818,000	
6年度	120,000	410,000	530,000	530,000		530,000	530,000		530,000	
7年度	370,000	370,000	740,000	740,000		740,000	740,000		740,000	
8年度	370,000	540,000	910,000	910,000		910,000	910,000		910,000	40,000
9年度	420,000	530,000	950,000	950,000		950,000	950,000		950,000	90,000
10年度	486,000	500,000	986,000	986,000		986,000	986,000		986,000	97,000
11年度	460,000	500,000	960,000	960,000		960,000	960,000		960,000	110,000
12年度	466,000	400,000	866,000	866,000		866,000	866,000		866,000	69,000
13年度	433,000	300,000	733,000	733,000		733,000	733,000		733,000	
14年度	336,000	270,000	606,000	606,000		606,000	606,000		606,000	
15年度	170,000	219,000	389,000	330,000	59,000	389,000	389,000		389,000	
16年度	138,000	254,700	392,700	392,700		392,700	392,700		392,700	
17年度	193,200	157,100	350,300	350,300		350,300	350,300		350,300	
18年度	110,000	192,300	302,300	302,300		302,300	302,300		302,300	
19年度	66,000	112,200	178,200	178,200		178,200	178,200		178,200	
20年度	100,000	92,000	192,000	192,000		192,000	192,000		192,000	
21年度	203,000	52,600	255,600	255,600		255,600	255,600		255,600	
22年度	192,000	60,000	252,000	172,000	80,000	252,000	178,000	(布佐) 74,000	252,000	
23年度	530,100	0	530,100	140,800	389,300	530,100	154,800	(布佐) 375,300	530,100	
24年度	825,200	0	825,200	299,200	526,000	825,200	494,200	(布佐) 331,000	825,200	
25年度	884,600	0	884,600	306,080	578,520	884,600	458,800	(布佐) 425,800	884,600	
26年度	993,760	0	993,760	235,780	757,980	993,760	342,560	(布佐) 651,200	993,760	
27年度	906,200	0	906,200	302,200	604,000	906,200	906,200		906,200	
合計	15,656,060	11,111,900	26,767,960	22,878,160	3,889,800	26,767,960	24,276,260	2,491,700	26,767,960	406,000

我孫子市下水道事業年報 平成27年度版

平成29年1月発行

発行 我孫子市建設部下水道課

編集 下水道課 経営担当

〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地

電話 04-7185-1111(代表)
